

原子力発電所等に関する特別委員会会議日程
令和3年9月8日（水）午前9時45分
富岡町役場 全員協議会室

開議 午前9時45分

出席委員（9名）

委員長	渡辺三男君	副委員長	佐藤教宏君
1番	佐藤啓憲君	2番	渡辺正道君
3番	高野匠美君	4番	堀本典明君
5番	遠藤一善君	6番	安藤正純君
7番	宇佐神幸一君		

欠席委員（なし）

説明のための出席者

町長	山本育男君
副町長	高野剛君
教育長	岩崎秀一君
総務課長	林紀夫君
企画課長	原田徳仁君
生活環境課長	黒澤真也君
生活環境課長 補佐兼係	大館衆司君
生活環境課長 消防交通係長兼 原子力事故 対策係長	鎌田祐輔君

職務のための出席者

議長	高橋実
議会事務局長	小林元一
議会事務局主任 兼庶務係長	杉本亜季

議会事務局
庶務係主査

黒木裕希

説明のため出席した者

<内閣府>

内閣府原子力
災害対策本部
廃炉・汚染水・
処理水対策現地
事務所参事官

木野正登君

内閣府原子力
災害対策本部
廃炉・汚染水・
処理水対策現地
事務所係員

佐藤義就君

<東京電力ホールディングス(株)>

常務執行役
福島復興本社代表
兼福島本部長
兼原子力・立地
本部副本部長

高原一嘉君

常務執行役
福島第一廃炉推進
カンパニー
プレジデント兼
廃炉・汚染水対策
最高責任者

小野明君

福島復興本社
福島本部
いわき補償相談
センター所長

伊藤義寿君

福島第一廃炉推進
カンパニー廃炉
コミュニケーションセンター副所長
兼リスク
コミュニケーションセンター

木元崇宏君

福島復興本社
福島本部復興
推進室室長

藤枝正和君

福島第二原子力
発電所所長

三嶋隆樹君

付議事件

1. 原子力発電所通報連絡処理（令和3年5月・6月・7月分）について
2. (1) 多核種除去設備等処理水の処分に関する政府の基本方針について
(2) 多核種除去設備等処理水の処分に関する政府の基本方針を踏まえた東京電力の対応につ

いて

(3) 東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について

(4) その他

3. その他

開 会 (午前 9時45分)

○開会の宣告

○委員長（渡辺三男君） それでは、皆さん、おはようございます。ただいまより原子力発電所等に関する特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席者全員であります。欠席者なしであります。

説明のための出席者は、町執行部より町長、副町長、教育長、生活環境課長並びに課員です。そのほか各課の課長であります。また、本日の説明のため、内閣府原子力災害対策本部、現地対策本部より廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所より木野参事官をはじめ職員の皆さん、東京電力ホールディングス株式会社福島復興本社より高原代表並びに福島第一廃炉推進カンパニーの小野プレジデントをはじめ、各担当者の皆さんにおいていただいております。職務のための出席者、議長、議会事務局職員であります。

お諮りいたします。本日の委員会を公開といたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺三男君） 異議なしと認め、そのように決します。

暫時休議します。

休 議 (午前 9時46分)

再 開 (午前 9時47分)

○委員長（渡辺三男君） 再開いたします。

それでは、本特別委員会に町長が出席されておりますので、町長より挨拶をいただきます。

町長。

○町長（山本育男君） 皆さん、おはようございます。本日の原子力発電所等に関する特別委員会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

まず初めに、福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分についてであります。先月8月24日に国からALPS処理水の処分に伴う当面の対策の取りまとめが発表され、翌日の8月25日には東京電力から処理水の取扱いに関する検討状況が公表されました。東京電力からは、海洋放出を前提とした海洋モニタリングや海洋生物の飼育試験、放水設備となる約1キロメートルにわたる海底トンネルなどの検討状況が示されております。しかし、この海洋放出については地元住民や関係者をはじめ、国内外においてまだ十分な理解が得られているとは言い難い状況にあることから、国と東京電力にはより分かりやすく丁寧な説明を行っていただくよう引き続き強く求めてまいります。また、風評対策につきましても、まずは発生させないための取組を最大限に行っていただき、それでもなお風評被害が発生した場合には被害者に過度の負担を求めることなく、適切な賠償を行っていただくよう求めてまいります。

次に、福島第二原子力発電所における廃止措置の進捗状況であります。廃止措置の実施に当たっては、安全かつ確実な廃止措置の実現のための責任ある対応の継続、地域活性化への取組強化、廃止措置計画の進捗及び実施状況の定期的な報告の3点を附帯事項として本年6月16日に東京電力に対して事前了承会を行いました。翌週の23日からは作業が開始されており、現在のところ工程に遅れは生じていないとのことです。今後も町民の安全、安心の確保につながる確実な廃炉作業が実施されるよう関係機関と連携し、厳しく監視を行ってまいりたいと考えております。

本日の委員会では、令和3年5月から令和3年7月分の通報連絡処理の説明を行い、国、東京電力からはそれぞれALPS処理水の処分に関する説明をいただき、さらに東京電力からは中長期ロードマップに基づく福島第一原子力発電所の廃炉作業の進捗状況についても説明がありますので、委員の皆様には慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げまして私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺三男君） ありがとうございました。

それでは、早速付議事件に入ります。

付議事件1、原子力発電所通報連絡処理（令和3年5月・6月・7月分）についてを議題といたします。

生活環境課長より説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） おはようございます。それでは、福島第一及び第二原子力発電所、令和3年5月、6月、7月分の通報実績及び通報概要につきまして、担当の鎌田原子力事故対策係長より説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺三男君） 原子力事故対策係長、鎌田係長。

○生活環境課消防交通係長兼原子力事故対策係長（鎌田祐輔君） 改めまして、おはようございます。それでは、私から令和3年5月から7月期におきます原子力発電所の通報連絡処理についてご説明させていただきます。申し訳ありませんが、着座にて説明させていただきます。

それでは、お配りしております資料の1ページを御覧ください。福島第一原子力発電所からの期間中通報件数は530件でございまして、原子力災害対策特別措置法第25条による通報は298件となっております。

それでは、通報内容の主なものについてご説明いたします。まずは、今期に発生しました地震の対応についてご説明いたします。5月1日の地震については3ページの資料ナンバー1、5月14日の地震については資料7ページの資料ナンバー7に記載をしております。それぞれ周辺町で最大震度4を観測しておりますが、注水、冷却設備は運転を継続しており、モニタリングポスト等でも有意な変動は確認されておりません。しかし、地震の影響と推定される事案といたしまして、Fタンクエリアのフランジタンクから漏えいが発生しており、3ページの資料ナンバー2、5ページの資料ナンバー4、

そして6ページの資料ナンバー6に計3件記載をしております。今回の3件につきましては、全て同じタンクエリア内のものでございますが、漏えいした水につきましては全て堰内にとどまっておりまして、敷地周辺モニタリングポストやダストモニタに有意な変動は確認されておりません。また、応急対応は完了しておりますので、今後同じエリア内のタンクへ移替えと修繕の作業が予定をされております。

次に、1号機、3号機の原子炉格納容器におきます水位低下についてご説明いたします。こちらも複数の通報となっておりまして、4ページの資料ナンバー3、5ページの資料ナンバー5、7ページの資料ナンバー8、10ページの資料ナンバー11、そして12ページの資料ナンバー14と5件記載をしております。本事案につきましては、2月の18日に確認されました1号機、3号機の原子炉格納容器内の水位低下への対応といたしまして、一定の範囲内で水位が確保されるよう設定する下限値に到達した場合に注水量を増加、上限値に達した場合に注水量を低下させていたものでございます。1号機につきましては、下限をL2水位計設置位置でT.P5,664ミリメートル、そして上限をT2温度計設置位置でT.P5,964ミリメートルの位置としまして注水量を調整しておりましたが、6月の4日から運用の変更が行われまして、現在はL3の水位計の設置位置、T.P6,264ミリメートル付近で水位を安定させるべく注水量の調整が行われているものでございます。こちら、通報の件数といたしまして、表題が1号機、3号機となっておりますが、3号機につきましては本年3月の時点で水位が安定した状況であると考えられるため、この事案に対する注水量の調整は行われておりません。なお、敷地境界モニタリング等での有意な変動も確認されていないものでございます。

次に、13ページの資料ナンバー15、一時保管エリアPの排水ますにおける全ベータ値の一時的な上昇についてご説明いたします。本事案につきましては、6月29日に採取した水におきまして、前後と比較して高い放射能が確認されたものでございます。通報後の調査におきまして、排水ます付近に設置されたノッチタンクと呼ばれる容器のうち2基で天板のずれが確認されたことから、汚染土壌を収容したこのノッチタンク内に雨水が入り込み、放射性物質を含む水があふれ出たものと推定されております。現在は、タンク内の水抜き作業、そして天板の固定、シート養生、周辺排水溝へのゼオライト土の設置が行われております。本事案につきましては、近傍海水の放射線濃度が通常の変動範囲内であることから、環境への影響はないものと評価されております。

では、続きまして、福島第二原子力発電所についてご説明させていただきます。通報実績件数につきましては、資料2ページに記載をしておりますが、通報件数が21件となっております。内容につきましては、15ページの資料ナンバー1、2に記載しておりますが、5月1日と14日の地震に対する対応をまとめております。こちら、2件ともに発生後の現地確認やパトロールにおきまして、両日とも人身災害、そして設備の異常等が確認されていないことをご報告させていただきます。

私からの説明は以上でございます。

○委員長（渡辺三男君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

なお、通報実績に係る質疑については、町では回答の厳しい技術的な内容もありますので、特に技術的な内容の質問については付議事件2の(4)、その他でご質問いただき、東京電力より回答いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、委員より質疑を承ります。どうぞ質問のある方。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（渡辺三男君） 私言つていいですか。

○副委員長（佐藤教宏君） 委員長。

○委員長（渡辺三男君） 第一原発のタンクの、地震によって法兰ジタンクの結合部分から漏えいしたということで、技術的なことは後にしても、この漏えいしたことによって町で何かを申し入れたのだと思うのですが、こういうこと度々あってはいけないことですので、町で申し入れたことがあればそれをお聞かせください。なしであれば結構です。

○副委員長（佐藤教宏君） 係長。

○生活環境課消防交通係長兼原子力事故対策係長（鎌田祐輔君） 今ほどのご質問についてでございますが、この件につきまして特段改めての申し入れはしていないものでございます。

○副委員長（佐藤教宏君） 委員長。

○委員長（渡辺三男君） 今から多分汚染水を、放出が決まれば放出するまで多分10年も20年もかかるのかなと思うのです。10年前の地震のような大きな地震が来た場合には、この辺かなり厳しいのかなと思うのです。多分エリアに3件固まっているのです、同じエリアに。というのは、やっぱり地盤がそこは悪いのかなと思うのです、単純に考えて。そういうことですので、事故があったら、常に町としてはこういう考えだと、しっかりやってくださいと、常に申し入れは必要ではないかなと思いますので、ぜひその辺をよろしくお願いします。

○副委員長（佐藤教宏君） 課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） ご指摘ありがとうございます。今後やはり処理水放出等々もございますし、そういった案件につきまして細かく町でもチェックをいたしまして、こういった事象がなるべく少なくなるように町としても申し入れを行っていきたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いします。

○副委員長（佐藤教宏君） 戻します。

○委員長（渡辺三男君） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（渡辺三男君） これにて付議事件1を終わります。

次に、付議事件2に入ります。付議事件2につきましては、内閣府及び東京電力に説明を求めておりますので、直ちに入室を許可いたします。

暫時休議します。

休 議 (午前10時00分)

再 開 (午前10時03分)

○委員長（渡辺三男君） 再開いたします。

説明に入る前に、説明のための出席者は内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所より木野正登参事官をはじめ、お手元に配付した名簿のとおりであります。また、東京電力ホールディングス株式会社福島復興本社より高原一嘉代表及び福島第一廃炉推進カンパニーより小野明プレジデント兼廃炉・汚染水対策最高責任者をはじめ、各担当者の皆さんにおいでいただいております。

初めに、内閣府の木野参事官より挨拶をいただきます。

木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） ただいまご紹介いただきました現地事務所の木野と申します。よろしくお願ひいたします。

本日は、8月の24日に取りまとめをしましたALPS処理水の処分に伴う風評対策の中間取りまとめについてご説明させていただきます。今後まさにこの方針に基づいて予算要求をしていって、年内には行動計画と、要は中長期の風評対策についての行動計画も取りまとめていく予定でございますけれども、まずは風評対策、やれることからどんどんやっていくということで中間取りまとめをしてございますので、本日はその説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺三男君） ありがとうございます。

次に、福島復興本社、高原代表より挨拶をお願いします。

高原代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（高原一嘉君） おはようございます。東京電力ホールディングス福島復興本社代表の高原でございます。

当社、福島第一原子力発電所事故によりまして、今なお富岡町の皆様、多くの皆様に大変なご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを改めて深くおわびを申し上げます。本当に申し訳ございません。また、当社原子力事業におきまして、広く社会の皆様にご不安、ご不信を抱かせるような一連の事案を発生させてしまっておりますことを重ねておわびを申し上げます。

当社は、7月21日に第四次総合特別事業計画を公表させていただき、福島への責任をその貫徹が何より当社の最大の使命であるということを改めて明記しております。今回総合特別事業計画では、当社原子力発電所で発生した一連の不祥事により損なわれた信頼の回復を最優先課題として掲げております。廃炉を進めることはもちろん、地域の皆さんのご心配、ご関心事についてお話を伺いするとともに、しっかりとそこにお応えをさせていただくことがご帰還や新たなまちづくりのお役に立てる

ことだと私たちはしっかりと思っているところでございます。8月25日には多核種除去設備等処理水の扱いに関する検討状況、そして処理水放出に伴う風評被害、そしてそれが発生した場合の賠償のお取扱いにつきまして公表させていただきました。本日は、廃炉・汚染水対策の最高責任者である小野と共に参りましたが、処理水関係は小野からご説明させていただきたいと思います。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺三男君） ありがとうございます。

続いて福島第一廃炉推進カンパニー、小野プレジデントの挨拶をお願いします。

よろしくお願ひします。

○常務執行役福島第一廃炉推進カンパニープレジデント兼廃炉・汚染水対策最高責任者（小野 明君）

東京電力ホールディングス福島第一廃炉推進カンパニープレジデント、廃炉・汚染水対策最高責任者的小野でございます。

さて、福島第一原子力発電所の多核種除去設備等処理水、いわゆるALPS処理水の取扱いにつきましては、本年の4月に国から示されました基本方針を踏まえ、4月16日に当社の考え方を公表いたしまして、4月の19日には社長の小早川、それから復興本社代表の高原と私とで、前任の宮本町長様、それから高橋議長様へのご説明の機会をいただき、議員の皆様には6月9日の特別委員会の場でご説明をさせていただいてございます。以降、安全確保のための設備の設計や運用等につきまして、具体的な検討を進めてまいりました。それらの検討状況につきましては、6月期及び7月期の原子力規制委員会、特定原子力施設監視・評価検討会等の場などで順次お示しをしてきたところでございますが、今回引き続き検討を進めてまいりました取水、放水設備や、あと海域モニタリング等の検討が進みまして、具体的な設計及び運用等の取りまとめがある程度できてきてございます。また、並びに風評影響及び風評被害の対策についても取りまとめてきたというところでございます。今回お示しさせていただく検討状況を基に、これは決まったものではございませんので、本日ご列席の皆様をはじめ、今後関係する皆様のご意見を丁寧にお伺いをし、適宜計画に反映してまいりたいと考えてございます。本日は、忌憚のないご意見を賜りたくよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（渡辺三男君） ありがとうございました。

それでは、各担当者より簡単に自己紹介をお願いいたします。

最初に、内閣府、次、東京電力の順にお願いいたしますので、どうぞ。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） 先ほどご挨拶させていただきました。改めて、現地事務所の参事官をしております木野です。よろしくお願ひします。同行している内閣府現地事務所の。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所係員（佐藤義就君） 内閣府廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所から参りました佐藤と申します。本日は貴重なお時間をいただき、

ありがとうございます。本日はよろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺三男君） 東京電力、どうぞ。

○福島復興本社福島本部いわき補償相談センター所長（伊藤義寿君） おはようございます。いわき補償相談センターの所長をやっている伊藤と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺三男君） はい、どうぞ。

○福島第一廃炉推進カンパニー廃炉コミュニケーションセンター副所長兼リスクコミュニケーションセンター（木元崇宏君） 福島第一から参りました廃炉コミュニケーションセンター副所長の木元と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺三男君） 藤枝さん、どうぞ。

○福島復興本社福島本部復興推進室長（藤枝正和君） おはようございます。福島復興本社復興推進室の藤枝と申します。本日もどうかよろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺三男君） 三嶋さん、どうぞ。

○福島第二原子力発電所所長（三嶋隆樹君） おはようございます。福島第二原子力発電所所長の三嶋です。よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺三男君） ありがとうございます。

それでは、付議事件2の（1）、多核種除去設備等処理水の処分に関する政府の基本方針についてを議題といたします。

担当者に説明を求めます。説明は着座のままで結構です。

木野参事官、どうぞ。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） それでは、内閣府現地事務所から説明をさせていただきます。

お配りしてございます資料、3種類あります。処分に伴う当面の対策のポイントについてというのが一番上にあると思います。こちらの資料です。その次に取りまとめの本文が、分厚い資料があります。その後ろにA3判のこちらの1枚紙です。これが概要版ということで、この3種類でございますけれども、本日はこの一番上に載ってございます対策のポイントについてに基づいて説明をさせていただきます。概要版は、たくさんA3で文字が書いてございますので、このポイントで説明させていただきます。

まず、めくっていただきます。1ページ目でございます。海洋処分をするという基本方針を4月の13日に決定をさせていただきましたけれども、それ以降やはり風評への懸念というのがたくさん出てございました。そのため、政府としまして当面の風評対策のポイントというのを8月に出させていただいたということでございます。その過程でワーキンググループを開催して、いろいろな意見交換をさせていただきましたけれども、それらも踏まえて必要な対策を盛り込んだものでございます。この構成でございますけれども、資料にありますように風評を生じさせないための仕組みづくり、そして

もう一つは風評に打ち勝ち、事業者の方が安心して事業を継続・拡大できる仕組みづくりというところでございます。対策は10項目に及ぶものでございますけれども、それについて次のページ以降でご説明をさせていただきます。

まず、2ページ目ですけれども、ワーキンググループで副大臣をヘッドに自治体とか農林漁業者、観光業者などから意見を伺ったところです。安全性、また国際社会への理解醸成、風評対策、セーフティーネット・賠償、将来の技術などなど、多岐にわたるご意見をいただいてございます。

3ページ目は、その実績でございまして、4ページ目でございます。まずは風評を生じさせないための仕組みづくりの1番目として、徹底的な安全対策を行うということです。後ほど東京電力からもこの点についてはご説明があると思いますけれども、まず処分についての安全対策とともに、IAEAなどの外部の目も取り入れたモニタリング等によって透明性を確保していくということです。これも東京電力から後ほどあるかと思いますけれども、まさに本日IAEAが福島第一原発に訪問をしているところでございまして、今後処理水の安全性の確保などについての確認をしていただくということでございます。処分方法、やはり情報公開の徹底ということも大事でございますし、放出量とか濃度を最小化するように放出計画を見直していくなどの話とか、魚類の飼育とか、第三者を交えたモニタリングなど、そういうところでございます。

めくって5ページ目です。仕組みづくりの2でございますけれども、この処理水の性状、安全性を多くの方に知っていただくという、まさに普及促進であります。また、経済的な対策として、大都市圏、主要海外市場を中心に安心が共有され、適正な取引が行われる環境を整備していくといったところとか、消費者にじかに接する方などからの安全性の発信なども柱としてございます。対策4、5、6とございますけれども、やはりまず生産者の方に理解をしていただく。また、流通確保の段階とか、消費の段階での適正な取引を実現させていく。例ですけれども、買いたたきなどの取引実態を把握していくといったようなところとか、消費者の理解向上、大消費地への重点対応ということも考えています。早ければこの秋にも東京、大阪、名古屋の大消費地でのシンポジウムなども今調整を進めているところでございます。また、4つ目のところに販売員の方、要は消費者にまさにじかに接する方々に対しての理解促進活動なども重点化していきますし、5番目の教育現場における理解醸成ということでございますけれども、既に始めておりますが、高校とか大学への出前授業、また文部科学省の協力を得ながら放射線副読本の処理水の項目の充実などもやってきておりますし、これからやってまいります。また、自治体が行う風評対策とか情報発信への支援などの予算も取ってございます。また、事実と異なる主張への科学的根拠に基づく反論などもやっていくということです。また、対策後、国際社会への発信ということで、IAEAなどの国際機関との連携もしながら進めてまいりますし、各国、地域、市場関係者とか報道機関、インフルエンサーなどに対する発信ということもやっていきます。国際会議やイベントの活用など、まだまだ14の国と地域が輸入規制を行っているところでございますけれども、その緩和撤廃に向けた取組も引き続きやってまいりということです。対策6は、安全

性等に関する知識の普及状況の観測、把握などもやってまいります。

6ページ目です。こちらは、経済的な対策ということでいろいろな項目がございますけれども、生産、加工、流通、消費の各段階で安全を証明、発信する取組です。対策7の左の水産業のところで、いろいろな項目があります。生産者への、まさに漁業者ですけれども、に対する支援というのもありますし、加工、流通段階での対策もいろいろと強化をしているところでございます。官民合同チーム、福島相双復興推進機構というところによる事業者へのコンサルティングも既に開始をしてございますけれども、こういった事業者からの要望を丁寧にお聞きし、必要な対策を行ってまいります。消費の段階でも量販店とか専門鮮魚店、外食店での販売促進対策もやってまいります。農林業、商工業に対する支援、また観光誘客促進、交流人口拡大ということで、ホープツーリズムとかブルーツーリズム、海洋レジャーですね、ブルーツーリズムへの総合支援なども新たに実施をしてまいりますし、地域の観光資源の磨き上げとか魅力発信事業、また特にこの浜通りを中心とした交流人口の拡大支援などもやってまいります。また、右の下です。中小機構とかジェトロによる特別相談窓口の設置ということ、また復興支援アドバイザーの派遣ということで、事業者の悩み相談とか、事業の拡大のためのアドバイザー事業などもやってまいります。

また、最後、7ページ目です。我々まさに安全の情報発信とか、経済的ないろいろな対策をやってまいりますが、それでも万が一風評が生じた場合のセーフティーネットというのもしっかりと整備をすることです。対策の8として、新たな基金を整備するということで、ここに書いてありますが、冷凍可能な水産物については一時的に買取り、保管とかをしたり、また冷凍できない水産物の販売ルートを確保したりといったことができるような基金を新たにつくるということです。もう一つ、対策、今日は後ほど東京電力から詳しく説明がございますけれども、しっかりと賠償をするというところのお話です。最後、対策10のトリチウムの分離技術、こちらについても引き続き技術動向を把握していく、実現可能なものがあればそこに力を入れていくといったこともやってまいりたいことです。

非常に多岐にわたる対策ではございますし、これから予算要求をしていきますけれども、予算要求段階で200億円を超える規模の予算要求をしてまいります。また、既存のいろいろな予算も合わせればもっと大きな金額になるところでございますけれども、こういった予算要求にかかわらないで、もう実施できるところは既にいろいろ開始をしているというところでございます。

私からの説明は以上です。

○委員長（渡辺三男君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は、手を挙げて発言してください。ありませんか。

7番委員。

○7番（宇佐神幸一君） 幾つか質問させてください。

全体的に関わると思うのですが、基本的にまず5ページの安心が共有されるための情報の普及と書いてあるのですが、この中の適正な取引という中で、基本的にこれからこの地域は人口を増やすということに対して、いろんな産物の交流、またその流通が出てくると思うのですが、それに関わるものとして稲作が出てきて、今県内で一応ここで作っています。県内で稲作が落ちている。風評が出ることによって、この地域で稲作、米を出す場合、それがきっかけで下げてしまうような状況、福島県の米が下がってしまう状況とか、余計違う意味での風評が飛んでくると思うのですが、そういう書いた以外に対しての風評というのは考えていらっしゃるのか、セーフティーネットと考えるのか、ちょっとその点を教えてくださいということと、あと観光資源と言われているのですが、人が増えないと、観光資源ありますけれども、ある程度観光的な場所、また皆さんのが交流で、ここが観光地と見てもらえるような場所を増やすにはなかなか難しいと思うのですが、地域おこしを踏まえて考えていくと思うのですが、そういうのも踏まえて観光資源というのを地域の行政と考えていくのか、その2点教えてください。

○委員長（渡辺三男君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） 1つ目の米とか値段が下がってしまう場合への対応ということでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） まずは、まさに我々風評が起こらないようにいろいろな対策を打っていきます。ただ、実際米の値段が下がってしまうようなことがあった場合ということについては、基本賠償とか、またいろいろ考えていくことになるとは思うのですけれども、風評がまずは起こらないようにしていくということと、特に2つ目で書いてあります適正な取引の実現ということで、そういう買いたたきなどの取引実態をしっかりと把握して、買いたたきなどがまずは起こらないようにするということが大事かなと思っております。ちょっとご質問のお答えになっていないのかもしれないですけれども。

もう一つが、観光資源とか、地域の魅力をつくっていくこともまさに大事であります。そういったところに使える予算もあります。例えば自治体と地元の事業者とか、NPOの方が協力して、例えば地域の魅力を発信するような事業とかに対する予算というのもありますし、例を申し上げれば富岡でワイン作りなどもやられていますけれども、そういったところへの支援などもできるお金もあります。いろいろな地元の方がやりたいことがやれるように、魅力発信ということで事業が行えるようなことは考えております。

以上です。

○委員長（渡辺三男君） 7番委員。

○7番（宇佐神幸一君） なぜかというと実は放出された場合、海はそういう面の風評は確かに抑え切れないのはあるかもしれないけれども、内陸部、また今住んでいるところについては交流人口増や

すに安心、安全というのを打ち出していくということに対しての作物と、あと交流できる場所的なものもやっぱり広く考えていく。ただ観光とかいうことではなくて、そういうものも前もお話ししましたけれども、地域住民と話して、こういう件はこうだというのはやっていただかないと、まず地域から風評がなくなっているかと思うのですけれども。前も言ったのですが、そういうのももちろんやられると思うのですけれども。

○委員長（渡辺三男君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） まさに例えば交流拠点というもののハードをつくるというところはなかなか難しいかも知れませんけれども、そういう交流の例えですけれども、何かイベントとか、要は県外の人との交流をするための何か事業を行うようなことについては、内容次第ではありますけれども、お金は出せると思いますし、ちょっとどこかに書いたのですけれども、5ページ目の左の下から2番目で、自治体が行う情報発信とか、風評対策に対する支援の予算も講じています。復興庁の予算としてございますので、そういうことは活用できるのではないかと思っております。

○委員長（渡辺三男君） 7番委員。

○7番（宇佐神幸一君） いろんな支援、または最終的には支援金、また補助金という形、どこかで表面に出てしまって、本来住んでいる方はそういうものではないという人間的な感情、人間的な安心というのもすごく問われていると思うのですが、それはあまりここには出ていないように思われるのですけれども、実際的に難しいかと思いますが、そういうのももちろん考えていくという形で理解してくださいですか。

○委員長（渡辺三男君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） おっしゃるとおり、お金を用意するだけでは駄目で、まさに我々と地元が連携して一緒に風評が起こらないようにとか、魅力を発信するということをやっていきたいと思っていますので、そのためにちょっといろいろ具体的なご要望があれば、いただければ、何かできるかとか一緒に考えていきたいとは思いますけれども、ソフト的ないろいろな魅力発信については予算措置もしていますので、ご協力しながらできることはあるのではないかと思っております。

○委員長（渡辺三男君） 木野参事官、一番最初の質問で、米が値下がりしたらどうするのだという話ありましたけれども、米の値下がりというのは買取り価格、今国で決めないですよね。その辺の線はどうなっているのですか。値下がりしたとか、しないとかと見分ける部分あるのですか。私農家やっていないから、ちょっと分からぬのですけれども。

木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） 具体的には、後ほどの東京電力からの説明にも関わってくるかと思いますけれども、例えば震災前との価格差

を統計ベースである程度の指標を持っておいて、それとの差額を賠償するとかということも考えられると思っています。具体的には、これからいろいろな団体の方との調整になるとは思いますけれども、後ほどまた東京電力から賠償については詳しくお話をもあるかと思います。

○委員長（渡辺三男君） ありがとうございます。

ほかにありますか。

4番委員、どうぞ。

○4番（堀本典明君） 今いろんな答弁と説明聞いておりますと、これまでいろいろと国では風評対策されていたと思うのですが、何か大きく変わって一步踏み出したみたいな感覚が全然感じられないのですが、やはり同じ5ページなのですが、消費者の理解向上というのは一番近道であろうし、先ほど秋に大都市圏でシンポジウムもやりますよみたいなお話をありました、何かあまり効果は出るのかなと非常に疑問に思ってしまいました。もう少しこれが、汚染水は安全ですよといったところを多くの人に知っていただかなければいけないと、そういう何か手法を考えていないか、シンポジウムだけだとちょっとかなり限られた人間になってしまふのではないかと思うのですが、そういった何か考え方があるのかどうかというのをお聞かせいただきたいのと、あと6ページで上なのですけれども、生産、加工、流通、消費の各段階で安全を証明、発信というようなことがあります。これは、国で安全を証明をするという考え方でよろしいのでしょうか。その2点お聞かせください。

○委員長（渡辺三男君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） ご質問ありがとうございます。先ほど私の申したシンポジウムというのは、あくまで対策の一例でございます。情報発信は、もういろんなツールを手段を使ってやってまいります。それこそSNSを活用したりとか、既にいろいろなパンフレットとかリーフレットも作っていますけれども、そういう発信のみならず、やはり一方的な発信だけでは駄目で、現地に、まさにこの浜通りにいろんな人を連れてきて、この浜通りを体験していただくとか、いわゆるインフルエンサーみたいな、要は発信力のある方に来てもらって安心と魅力を発信してもらうとかいうことも、今までやってきていますけれども、これからもっと強化をして、いろんな人を呼び込みたいと思っております。また、今までこの10年間いろんな対策をやってきてございます。新しいものがあまり見られないというご意見もありますけれども、例えば今まで1回やってきたことを10回やれば、その10倍効果があるかどうか分かりませんけれども、それなりに効果は得られるのではないかと思っていて、対策回数を増やすことも一生懸命取り組んでいきたいと思っています。

それから、6ページ目の2番目の安全を証明、発信していくということで、もちろん我々しっかりとやってまいりますけれども、案件によっては例えば現地の事業者が安全を発信していくところに我々がサポートしていくという場合もあると思っていて、もちろん安全の証明は国と東京電力の責任ではございますけれども、発信のやり方はいろいろあるかなと思っております。

○委員長（渡辺三男君） 4番委員。

○4番（堀本典明君） ありがとうございます。多くの人に処理水は危険ではないというような思いを持っていただくのに、先ほどご答弁いただいた中にインフルエンサーを活用するとかという話あつたと思います。テレビで有名な方とか、あとは今若者はユーチューブなどをかなり見られるので、そういうところに有名な方に来ていただいて、その人が本気で、ああ、これは来ていいいのではないかと思っていただければ広めていただけるチャンスがあるのだろうと思うので、そういうところをぜひ積極的にやっていただいて、シンポジウムやりましただけでは本当にやる気があるのかちょっと感じられないので、真剣に考えて、どういう人に伝えて納得してもらって、その人がどういうふうに伝えるかというのを考えて活動いただきたいと思います。ご答弁をください。

あと、安全の証明はやはり国すべきかなと、責任持って。それが一番のお墨つきだと思いますので、その辺りをしっかり国でやると言つていただけると多少安心感になるのですが、いかがでしょうか。

○委員長（渡辺三男君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） ありがとうございます。まさにインフルエンサーということで、今までいろいろないわゆる若手経営者の団体とか、発信力のある若者とかを含めて連れてきたりもしているのですけれども、それをさらに強化していくたいと思いますし、一例ですけれども、全く分野の違うような方々に第一原発や被災地を見てもらうといった取組もさらに強化をしてまいる所存です。安全性の証明、まさにそこら辺も国と東京電力の責任でございます。なので、そこはしっかり我々が証明をします。そこは、しっかりと約束をします。発信のやり方はいろいろあろうかと思います。

○委員長（渡辺三男君） ほかにありますか。

5番委員。

○5番（遠藤一善君） まず最初に、4ページのしょっぱなの安全対策による安心の醸成ということなのですけれども、この対策1、2、3を見ると、そのほかも見ると外の人たちというか、地元以外の人たちに対することもあるのですけれども、風評が一番出てくるのは、当然我々ここに住んでいる人は心配というほうがあるのですけれども、やはり風評は我々ではなくて、外にいる人たちも含めての風評なので、やはりそこに対する対策もちょっときっちりしてほしいということ。

それから、この安心の醸成と書いてあるのですけれども、ぐれぐれも安心の神話をまたつくろうということではなくて、きっちり事実に基づいた中で、やはり放射性物質が含んでいる。本来ならば薄めないでも出せるものまで浄化するというのが本当なのでしょうけれども、そうではない状態でやるわけですから、そのところが何かちょっと勘違いしないように、それは徹底してほしいと思います。というか、この言葉見ていると、何かまた同じ繰り返しをしてしまうかななんていう気がしたので、ちょっとそこのことです。

それから、5ページ目のところで、左側の一番下のポチなのですけれども、科学的根拠に基づく反論というのがあるのですけれども、反論されても風評はなくならないと思うのです。やはり国側が反論をするという態度ではなくて、やっぱりきちっといろんな人に理解をしていただくという気持ちで進んでいってほしいし、そうしていただかないと、闘い、闘いではなかなか風評がなくなっている部分があるので、その辺は気持ちとして言葉の使い方をちょっとお考えいただければなと思います。

あと、ちょっと具体的なことでどんなことを考えているか、何を思っているのかということを聞きたいのですけれども、6ページの3番の風評に打ち勝つのところで、風評に打ち勝つ強い事業者体力の構築に取り組むと書いてあるのですけれども、これは当然風評で一番打撃受けるのは地元。だけれども、それに関連して地元ではないところにも行くのだと思うのですけれども、強い事業者体力というのをどういうふうなイメージで使われているのかちょっとお聞きしたいのですけれども。

○委員長（渡辺三男君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） ありがとうございます。まず、4ページ目の安心と安全神話と言ってしまうと駄目でしょうというところはまさにおっしゃるとおりで、我々安全なくしては安心ないので、安全をしっかりと証明をしていく、これが大事だと思っていますし、その安全を第三者の方にもしっかりと見て確認をしてもらうというのが大事だと思っています。例えばALPS処理水が科学的に安全なのか、人体の影響は極めて低いということなのですけれども、それを第三者の人にも例えば処理水の分析をしてもらうとか、IAEAの方にも確認をしてもらうとか、地元自治体の方にも確認をしてもらうとか、いろんな第三者の目を入れて安全を見てもらう、それでしっかりと安心していただけるように情報発信をしていくということです。なので、安全をしっかりとやっていくというのはまず大前提です。その上で安心があると思っていますので、神話にならないようにしっかりとやっていくということです。

2番目の5ページ目の左の一番下です。科学的根拠に基づく反論でございますけれども、もちろんほかの取組をしっかりとやって、まずは多くの人に安全性をしっかりと理解をしてもらうという活動が大前提ですが、やはりいろいろな誤解に基づく情報発信などもあります。そこに対しては、発信をした方に対する反論というのもそうですし、例えばホームページなどでこういう発信があるけれども、これはこれこれ、こういうことにちゃんと安全性のデータを示した上で掲載するとか、そういうやり方はちょっといろいろ考えていきますけれども、反論というより、やはり正しい情報をしっかりと政府としても発信をしていく一環の取組だと思っています。

最後が、風評に打ち勝つ強い事業者体力の構築というところなのですけれども、やはりこの10年前の原発事故で、特に漁業者、それから加工流通業者が相当数が減ってしまったことがあります。なので、漁業者の方、そしてまた加工流通業の経営体力を、経営基盤をやはり構築していかないと魚の流通も滞ってしまうという部分があります。なので、生産対策というところもそうなのですけれども、今官民合同チーム、相双機構が加工流通業者に個別にヒアリングに回っていまして、必要な支援を聞

き取りをさせていただいている。例えば冷凍庫について支援をしてほしいとか、販売ルートについて自分たちだけだとなかなか確保ができないので、販売ルート先を紹介してほしいとか、いろんな要望をいただいている。こういった要望を一つ一つかなえていくことが、まさにこの風評に打ち勝つ強い事業者体力の構築だと思っていまして、丁寧に事業者から要望を把握して、それを実現していくことをやっていくというのがその一例だと思っています。

○委員長（渡辺三男君） 5番委員。

○5番（遠藤一善君） 1番目の安全、安心に関しましては、安全を当然進めるということなのですけれども、何か対策をするとそれで安心してしまって、長い年月安全対策をしていかないといけないので、そこの辺はやっぱりよくいろいろなところと話合いをして、というかここを忘れるか起きてしまうので、それは徹底していただきたいということで、またそれに関してはお願ひです。

反論というところがあつたのですけれども、正しい情報と今木野さんもおっしゃっていただきて、多分それが一番大切なのですけれども、ただ正しい情報って、正しい情報を信用してもらえるかどうかというところも非常にあるので、やはりそのところがこの風評を抑えていくのに一番重要だと思うのです。よく今現在でもうそついているのではないかとか、違うのではないかとかというのがあるのですけれども、やはりこれは国とかが本当に信用できる体制を取っていただきないと、みんなが納得できる体制を取っていただきないと、幾ら国が正しい情報を発信しても、それを国がうそついているとかいうことで、ゼロにはならないとは思うのですけれども、そこをやっぱりどうしていくのかということも表に出てこない部分できちっと対策をしていただきたいと思います。

最後に、事業者の体力なのですけれども、多分国でできることというのは、今言ったような大きなところなのだと思うのですけれども、我々ここに住んでいる市井の住民にとってはそういう大きなところも必要なのですけれども、やはり身の回りのものが必要なのです。多分国で直接できることと我々地元でできることというのは違うのだと思うのですけれども、そういう本当に個人事業とか、最終の末端のところには必ず、大きな流通のスタートは必要だと思うのですけれども、末端で我々のところに来るのは、最終的には本当に小売の業者だったり、個人の業者だったりするわけで、そこまで全部国で把握しろとは言わないのですけれども、そういうところまでいかないと、やっぱり風評とか一つ一つの、大きな流通だけでは解決しない部分がたくさんあるので、その辺も忘れずに、ちょっと下のところまで落としていただけるとありがたいなと思います。そこをちょっとどこかに入れておいていただけると非常にありがたいのですけれども。

○委員長（渡辺三男君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） ありがとうございます。1つ目の安心の部分、ちょっと繰り返しますけれども、安全あっての安心ですから、そこはしっかりと、何よりも安全をやっていくということと、非常に長期にわたる処分となると思っていますので、やっぱり我々だけでなく、第三者がしっかりと監視をしていく、見ていくということ

ろも一緒にやっていくというのが大事だと思います。

次です。まさに信頼できるというのもおっしゃるとおりでございます。国や東京電力のみならず、これも例えますけれども、やはり信頼のできる人とか、発信力のある人というところからの安全情報の発信というのも大事かなと思っています。さっきの話とつながるかもしれませんけれども、第三者の目を入れるというところも大事かなと思います。

もう一つ、大きな流通業者だけでなく、小さいところというのもそうだと思います。この相双機構で今ヒアリングさせていただいている事業者は大きなところのみならず、以前いたとか、事業を廃止していない方はすべからくいろんな方のヒアリングをさせていただいているので、漏れがないように大小関係なく聞き取りをして、必要な支援をしていきたいと思っております。

○委員長（渡辺三男君） 6番委員。

○6番（安藤正純君） 2点お願いします。

まず、対策4の中の処理水の放出の中には、63種類くらい核種あると思うのです。今話題になっているのは、やはりトリチウムがメインなのですけれども、正しい情報の発信ということで、さっき木野参事官もおっしゃっていますけれども、情報を発信する場合に通常の原子力発電所、例えば中国だったり、韓国だったり、そういうところから放出される冷却水かな、そういうものと、今回のこの事故によって発生した核種、これはやはりオープンにディスクロージャーというのかな、こういったものが新たに発生して、福島からはこういったものが放出されますよと、これは正々堂々と私は発信すべきだと思うのです。ただ、濃度については、あと東京電力から多分細かく一時処理した場合にはこうだとか、二次処理した場合はこうだとか、告示濃度比総和に対してどれくらいだとか、それは東京電力からあとはあると思うのだけれども、こういう場でないと国に申し上げられないで、できるだけ正々堂々とした発信、これをお願いしたいというのがまず1点。

それと、対策9、賠償のところなのだけれども、報道によりますと東京電力は通常の賠償枠を超えないといふと、そういうような発表ありますと、被災者に寄り添うとか、細かく今國もこういうこともやりますよ、ああいうこともやりますよと言いますけれども、やはり通常のこの原発事故による被害と、この処理水の海洋放出によって新たに発生する風評被害と、これをどこで線引きするのだといったときに、今新型コロナで商売がうまくいっていないのか、こういった風評が出たから売上げが落ちたのか、これは本当に被害者に立証しなさいと言ってもかなり難しいです。ということであれば、木野参事官がこれ説明したように、細かい気配りをするのであれば、やはり立証義務は被害者ではなくて賠償義務者、東京電力がこれはあなたの被害は海洋放出のせいではないよと、コロナのせいだよとか、その举証義務は東電側に置くべきだと、私はそう思うのです。この2点お願いします。

○委員長（渡辺三男君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） ありがとうございます。4ページ目の放出するA L P S 処理水の63核種の話です。オープンにせよというのは、

もちろん当然の話でございます。我々從来からトリチウム水とALPS処理水というのは違うと、63種類、トリチウム入れれば64種類ですけれども、物質が入っている可能性があるということは申し上げておりますけれども、今後の説明でもしっかりそれをやっていきたいと思いますし、当然処理水の放出する際には第三者機関も含めて、この63核種の濃度とかを全て調べて、この情報も公開をいたします。これは、しっかり徹底してやってまいります。東京電力のデータだけでなく、第三者機関のデータも全てオープンにしてまいります。

それから、最後の賠償のところでございます。これは、多分後ほどまた東京電力からも説明あると思いますけれども、立証責任はなるべく事業者に負わせないように東京電力で考えていくということと、7ページ目の賠償の枠組みというところにちょっと書いてありますが、損害の推認をしていくということで、例えば統計データなどの活用をするとかいうことで考えています。具体的には、今後いろんな事業者の方とお話しをさせていただきながら、どういうデータを使っていくとかいうことを詳細に話しをさせていただくという方向で考えています。

以上です。

○委員長（渡辺三男君） 6番委員。

○6番（安藤正純君） 全てオープンにしていきます、それはありがたい話なのですけれども、私の質問は通常の運転のときに出る冷却水に含まれているものとこの原発事故によって起きたもの、独特な核種というのかな、通常はないのだけれども、今回は福島ではこれがあるのだよと、それを国民に知らせる。ただし、木野参事官が言うように、これは科学者から見てこういうレベルだから安全なのですよと。さらに、国の基準、国際基準ではこの数字だけれども、希釈することによって、あとは一次処理、二次処理することによってここまで低下しますから、さらに安心なのですよと。そこまでやらないと、私は風評被害はゼロにはできないと思う。ゼロにしましょうという会議ではなくて、できるだけ小さくしましょうというお話しをだと思っているので、やはり包み隠さず、疑問にあるところは全てオープンにして、疑いの点はこういうことだと、IAEAを応援団に呼んだから、これで話が半分済んだとか、そういう問題ではない。私は、IAEAは一つの科学者の集団くらいにしか思っていないので、やはり被災者から見れば、もっと安心というのはプルトニウムというのはこういう物質で、通常にはないけれども、今回の事故ではあるよと。だけれども、この数字だから安心なのですよとか、ここまでやってくださいよという質問なの。

あとは賠償は、やはり私は、国は東京電力とイコールの関係だと思っている。後で東京電力からお話しはあるでしょうからとおっしゃいますけれども、東京電力を指導するのが国なのだから、国がやりなさいと言わないと東京電力やれないのだから。税金を使って今やっているわけだから、だから国は東京電力と別だよと、後で東京電力の説明ではない。木野さん、その辺はやらせますと発言してください。

○委員長（渡辺三男君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） ありがとうございます。1つ目のまさに63核種の話とか、通常の原発と1Fでのいわゆる処理水の違いというのですか、通常の原発であると例えばコバルトとか、そういう核種は入っているけれども、セシウムとかヨウ素とかは1F独特だよみたいな話とかを含めて、情報の伝え方とかその辺はしっかりとやつていきたいと思います。ありがとうございます。

2番目の賠償についても、これはもう国がしっかりと東京電力の基準づくりのところから含めて指導してまいりますので、決して別物というより、責任は一体として考えていますので、そこもしっかりと指導してまいりたいと思います。

○委員長（渡辺三男君） 6番委員。

○6番（安藤正純君） 最後の質問になりますけれども、いろんなところで意見交換というか、お話を聞く会のようなものを開催していますけれども、そこで出たことをちゃんと政策に反映させてください。何か聞くだけ会議、ガス抜き会議かなと思ってしまうので、海洋放出を決める前もいろんなところで意見を聞く会ありました。いろんな意見が出たにもかかわらず、その意見と真逆な決定をしているわけだから、その意見は反映されたのかと疑問持ってしまうよね。何のために意見を聞く会やったのだと、形式かと、そういうふうになってしまって、木野参事官、できるだけというよりも、こういう集まりで説明して意見が出たらば反映させてください。

○委員長（渡辺三男君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） ありがとうございます。この海洋放出についても反対の方もたくさんいたのも事実でございますけれども、その反対の理由をしっかりと我々把握をさせていただいて、やはり風評への懸念のご不安が多かったと思っています。なので、海洋放出反対ということについては、ご意見を実現することはできなかったわけですけれども、風評対策をしっかりとやるという点で今回8月の中間取りまとめをさせていただいております。我々の責任は、まさに風評を起こさないようにしっかりと最大限できることをやっていくことだと思っておりますので、そこはそういう意見を踏まえてのこの取りまとめだとお考えいただけたとありがたいと思っています。

○委員長（渡辺三男君） ほかにありますか。

3番委員。

○3番（高野匠美君） 今6番委員の方が最後に質問したこととちょっと関係するのですけれども、この資料とかいつも拝見すると、そういういろんな場で聞いていると木野さんおっしゃっていますが、単独で女性の団体とか、女性を集めての意見交換というのは今までにはなさったときあるのでしょうか。ちょっとお聞きします。

○委員長（渡辺三男君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） 女性のみ

の団体ということでは私は事例がないのですけれども、例えば主婦連合会とか、消費者団体連合会とか、そういうところのご意見は聞いておりますし、個人的ですけれども、飯館村の普通の主婦の方たち20人ぐらいと意見交換をしたとか、そういう事例はありますけれども、まだまだ回数的には少ないかなと思っています。この前も別の消費者庁が主催している集まりで、主婦の方四、五十人集まっていたいただいたところで意見交換というか、説明会をやりましたという事例もありますけれども、まだまだ数的には少ないかなと思っております。

○委員長（渡辺三男君） 3番委員。

○3番（高野匠美君） そうですね。やはり女性は一番消費者にもなっているし、家庭、子供のため、そういうのをいろいろ考えております。水産業だって、きっと女性の団体というのはお母さんたちのそういうのはあると思うのです。そういうのに耳を傾けて、意見をどんどん正直に出ていただきたいと思っておりますし、買ってほしいというのであれば女性の意見というのは一番重要だと思うのです。それが今までどこの資料にもそういうことが載ってきていたなかった。だから、私は女性の意見をそういう方策としてやっていくべきではないかと思いますけれども、その辺。

○委員長（渡辺三男君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） ありがとうございます。我々この方針決定後もいろんな方々に声かけて、説明の機会をいただいたらしくてありますけれども、まだまだ足りないところいっぱいあると思っています。ぜひ、例えばですけれども、高野さんのお知り合いの団体とか含めてご紹介いただければ、いろんなところに伺ってお話をじかに聞かせていただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○委員長（渡辺三男君） 3番委員。

○3番（高野匠美君） そうですね。どんどん木野さんもSNSやっていて、いろんなものを拝見させていただいているので、まずは自分からPRして、そういうような場を多くつくっていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（渡辺三男君） ほかにありますか。

議長、どうぞ。

○議長（高橋 実君） ご無沙汰しています。まだ同じような部署に座っているのですね。エネ庁から内閣府の原子力対策参事官。だから、町で言いたいことは大体分かるよね。私は、これを取りまとめて分かりやすく質問させてもらいます。

農業なら農業で米、ここは被災地だから従来のやり方しているのでは、結局差額マイナスが生じるのね。だから、農林水産省とタッグを組んで、農林水産省から各部署にある農協さんに、仮にササニシキだったらば福島県内の会津で特等米は何ぼだ、1等米は何ぼだ、これで全部作ったものは国で農協経由で買い取ってくれればいいのだ。あと国の責任で売ればいいのだから。それと同じで、漁業だって同じ。ヒラメだったらば、どこが浜値何ぼなのだか、種類に応じてデータは取れるわけだから、

そうすれば農家の人が本気になって作るし、安定して買取りになれば漁業だってそうでしょうと。そのほかの業種だってそうなのだ。建設業だって、人がいないところで公共事業なんか出ないのだから。今県だって国だって各自治体だって令和3年度から急降下だから、仕事量が。そこに来てこの1ページの2番、風評に打ち勝ち、安心して事業を継続、この1番、風評に打ち勝つ強い事業者体力の構築。今言った内容を漁業も農業もこれが保たれないと、これに伴う建設だって、運輸だって何だって人も集まってこないって。安定した経営できないのだもの。だから、国でそこまで言うのならば、基本になるたたき台はあるわけだから、簡単に調べれば。それで、そういう流通過程を構築して、農家なら農家に特等米はこの種類だったら60キロで何ぼですよと、ほかと同じ単価だったら荒らしておく田んぼ戻ってきて作る。逆に戻ってきて住まい解体したとしたって、自分らが住むところは息子らが住む最低限度の家を建てて、後生に先祖伝来の農地確保していく。漁業だって同じ、ほかの仕事だってどれもこれも同じ、そう考えたほうがこれやっていくことないのだ。こんな1つずつでやったって、国だってやる気ないのだろうから、東電だってやる気なんかないのだろうから、かえって今言ったやり方取ってもらったほうが一番手っ取り早いと思う。よくこちら辺、作る農業、捕る漁業、捕る漁業ばかりでは干上がってしまうから、作る漁業とも言われているから。そこら辺国で窓口、内閣府なら内閣府、経産なら経産でしっかり簡単に考えて対応してみたら。こんなのが何回出てきたって一向に前に進まない。ちなみに、エネ庁へ行ったとき、29年のときと今と何か進展あった、自分の仕事。よくなつた。足踏みしているのが相場でないか。どうですか。

○委員長（渡辺三男君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） ご意見ありがとうございます。やはり農業も漁業もそうですけれども、生産者の方は自分たちが作ったもの、捕ったものがちゃんと売れるというのが一番だと思っています。全て国が買い取るというよりは、やはり市場をちゃんと確保していく、拡大していく、福島県産品がしっかり売れるようなことをしていくのが大事だと思っています。お魚もまだ震災前の2割程度しか漁獲量がないわけですけれども、これを今後拡大するということで漁連も目標をつくってやっておりますので、その捕ったお魚がちゃんと適正価格で売れていくようにするということが大事ですので、やはり消費、福島県産品をしっかり消費していくところを見つけていくのも大事です。なので、捕ったもの、作ったものをちゃんと売れるようにする、その対策もここに入れているつもりでございますので、とにかくしっかり消費できるようにしていくということです。

また、まさに事例として建設業のお話もありましたけれども、仕事をつくる、仕事を増やすということでございますし、産業を浜通りにしっかりとつくっていくということも大事だと思っています。一例で廃炉産業をしっかりとつくっていこう、拡大していこうという取組も進めてございますけれども、やはり産業と雇用を取り戻していくという施策も大事だと思っていますので、今までやつてございますけれども、これからもそこの部分も強化をしていきたいと思います。

○委員長（渡辺三男君） 議長。

○議長（高橋 実君） 今忘れないうち、後段に言ったつくる。つくったらば壊れるまではいじくらないのだし、人口が増えてくれば、更地、住宅地が手狭だから造成してここに来てもらいましょうという仕事もあるわけないでしょ。人を戻すのに結局一番早い農業なら農業を荒れ地にしているところを造って安心してもらえるように、漁業者なら漁業者がしっかり富岡漁港から船を出して、捕ってきたやつは適正価格で全部引き取ってもらえばやる気がどんどん出るでしょということを言っているの。それを国のほうで買い取ることが難しいとかと言っているほうが理解できない。下手な補助金とか補償金出しているのなら、そのほうがかえって実のある話。そして、どこに売ったって大丈夫だと国は言わなければならぬ立場でいるのだから、東電も、そういうふうに高かつたら高いなりに頭を使って、技術を使って流通過程に乗っけることを国が率先してやってくれればいい。これ取ってくる農業だの何だという人らにそんなところまで押しつけたって、やらない、やりたくない、売ってしまう、富岡には戻ってこない。何なら国で総責任で今言ったようにやったほうが一番早い。前から言っているのだけれども、どうでしょ。

○委員長（渡辺三男君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） ちょっと繰り返しではございますけれども、やはり福島県産品をしっかり買ってくれる人を増やす、消費を増やすというのが何より大事だと思っています。全て国が買い取るというよりは、取ったものは全て適正価格で売れていくということが将来的にはいろんな方に福島県産品のよさを理解してもらえるのではないかと我々は思っておりますので、消費をしっかり拡大していくということに力を注いでいきたいと思っています。

○委員長（渡辺三男君） 議長。

○議長（高橋 実君） だから、それをすぐに国でそういう流通過程をつくってやったほうが早いと。木野さんの言っていることは私の聞き間違いだか分からぬけれども、漁業者がそれの流通過程に乗っかっている中間以下でそういうところを確保しなさいといったってなかなか前には進まない。それなら国が前面に出ているのだから、国で全国にある市場とか大手水産業の加工会社とか、マルハとかニッスイだとか、そういうところと提携を結んで、逆にそっち側に補助金をやって、このほうが1年、2年ですぐスタート切れると思う。木野さんの言っているのは5年も10年もかかる、その間誰もいなくなってしまう。農業も漁業も平均年齢何ぼだと思いますか。そんな時間ないよ、もう。10年たってこれだもの。前からいるのだから、少し分かってくれてもいいではないの、木野さん。

○委員長（渡辺三男君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） ご意見重要な指摘だと思います。何ができるか、ちょっと持ち帰らさせていただいて検討したいと思いますけれども、この対策もしっかり効果を見極めることも大事で、効果がなければもっと新たな対策とか、

追加対策をどんどんやっていくということで、最初の段階の対策でございますので、これでまた効果が出なければ追加対策もしっかりとと考えていきたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（渡辺三男君） ほかにありますか。

副委員長。

○副委員長（佐藤教宏君） 皆さんの意見出ましたので、少しだけ私からも確認等をさせてください。

一番の風評対策としては、やはり全世界の方々に理解が得られるということかと思っております。でも、しかしながら現状といいますのは、一番身近な漁業関係者であったり、そういう方たちの理解も得られないまま話が進んでいるというのが現状なのかなと思っております。放出ということで進んでいるところですが、その中で様々モニタリングされるということで進んでいるということですけれども、第三者の目で見ていただく、そういったことで皆さんの理解を得ると、事実を出していくということなのですけれども、私が心配しているのは東京電力が測った数字をただ IAEA だったり、そういう国際機関がその数値を見て確認しましたということにならないように、全て検査からそういう国際機関であったり、IAEA が直接検証をしていただきたい、そういう思いがあります。どうしても東京電力が出てきた数値ですと、こういうことを言っては申し訳ないのですが、やはり国民の皆さんであったり理解が得られないところがあるかと思いますので、もし国際機関等検証されるのであればしっかりと数値の検出から、そういったところから始めていただければなと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（渡辺三男君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） ご意見ありがとうございます。このALPS処理水は、放出するときには東京電力のみならず、第三者機関もしっかりと分析をして、要は64核種全て濃度を分析します。この情報も公開をします。この第三者機関というのは東京電力と関係のない機関ですし、国の関係機関である JAEA という日本原子力研究開発機構で、富岡にも研究所ありますけれども、そこも分析をします。なので、第三者がしっかりと分析の段階から独自に東京電力と別にちゃんと分析をするということです。IAEA は、この処分の方法とともに含めてしっかりと処分の前、処分中、処分後のいろんな確認もするということで、多段階でいろんな第三者の目を入れていくということで考えております。

○委員長（渡辺三男君） 副委員長。

○副委員長（佐藤教宏君） ありがとうございます。やはり国民の皆さんには、どこの研究機関が検証したのかというのが分からないと、全て東京電力が独自で出したものですというような理解をされるかと思いますので、ぜひ研究された機関がどういうところが携わってきたのか、そういったものも含めて全国のみならず、全世界に発信していただいて、少しでも理解を得られるような形で進めていっていただきたいなと思います。

あと、もう一つなのですけれども、去年の12月にも処理水に関して意見書が出されたものがありま

して、原子力の処理水の放出に関して反対されている方の団体等から意見書を頂きましたが、こういった方たちとの議論等はされているのか、そういった方たちの……私も原子力に対して素人ですので、どれだけ勉強してもやっぱり分からぬところという事はあります。こちらの団体は、様々な元原発設計者であったり、そういった方たちも委員として入っている団体ということなので、そういった分かっている方たちの反対意見をぶつけさせる議論等をされているのか、そういった方たちを理解させられるような事実であったり、そういったものを出していかないと、今後も全世界に理解を得られることははないのかなと思っているところですが、そういった議論等はされているのでしょうか。

○委員長（渡辺三男君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） 我々今まで何百回といろんな方と意見交換をしてきたその中でも、いわゆるそういう海洋放出反対をなさっている団体の方との意見交換も何度も実施をしております。なかなかいろいろな考え方がありますので、理解されたということではないとは思いますけれども、そういう意見交換の場は何度も実施をしているということで、国からも科学的なデータとか含めて説明はしているということでございます。

○委員長（渡辺三男君） 副委員長。

○副委員長（佐藤教宏君） ありがとうございます。やはりそういった方たちの理解、そういった方たちも何かしらの証拠であったり、そういった事実を出して反論されているかと思いますので、ぜひそういったところでも活発に議論していただいて、理解を得られるように事実の研究であったり、そういった事実を出していっていただければと思います。今回は、もう海洋放出の方向での話でしかないのでけれども、原賠機構の理事長なんかは今現在廃棄物の水分を抜いて固化することを研究しているという新聞でのインタビューがありましたので、ぜひほかの方法も含めて、最初は放水しなければいけないのかもしれませんけれども、ずっと垂れ流しにするのではなくて、そういったことも研究しながらしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員長（渡辺三男君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） ありがとうございます。ほかの方策ということでございます。この対策の10番の中でもトリチウムの分離技術の実用化ということで、政府としても技術動向をしっかりと把握して、また企業からの提案の受付ということも東京電力で開始をしてございます。NDFの理事長のおっしゃったのは、恐らくALPSで浄化したフィルターとかの廃棄物の減容化の方法の話だと思いますけれども、やはり処理水とそれ以外のいわゆる濃度の高い放射性廃棄物の処分方法というのはいろいろ技術的な違いがあるかなと思っているので、まさにALPS処理で使ったフィルターの処分方法とか、また今後のデブリの処分方法とか含めて、いろいろな技術的課題が残っていると思いますので、そっちも引き続きいろんな研究をしながら処分方法を検討していきたいと思います。

○委員長（渡辺三男君） あと、2番委員はないですか。どうぞ。

○2番（渡辺正道君） 各委員のお話を聞いていて、私が総括するわけではないのですが、今回のこの資料の対策のポイントということで、これについてずっと考えていたのですが、お話というか、説明を聞いていると、結局対策ってソフトのことばかりに重きを置いているような感じがして、人を納得させるのには何が必要かと考えたときに、やはり数字だと思うのです。それで、今重複するところがありますが、やはりきちっとした科学的根拠をもっとつまびらかにして、辛辣なことを東京電力に申し上げると同じようなことを言う。結局東京電力の数値を信用できないという国民というか、町民もいるというのも事実です。それは、ある程度東京電力も理解していると思うのですが、きちっとした数字を、確かに今参事官の答弁の中にもありました、一番最後の新しい科学技術とか……トリチウムの新しい技術であるとか、もっといろいろな形で募集をするのではなくて、やはりボールを国から東京電力なりなんなりに投げていただきて、正確な数値をいろいろな意味で積み上げて、それを町民、国民にきちっと発信していけば、それはある程度……私も個人的には処理水の海洋放出にはもう手を挙げて賛成ではありませんが、あくまでもそういう形で数字の積み上げによって理解がさらに醸成といいますか、深まるのではないかと思いますので、新たな技術開発はもちろんですけれども、というか今の参事官の最後にちょっといろいろこれからやっていきますということを聞いて、ああ、やっぱりなと思ったのですが、これは本当に長いスパンでなくて、私たち町民にすればデブリの問題もそうです。最終処分場のこともそうです。それがもう何度も耳にしていると思います。原子力行政自体がトイレのないマンションとまで言われているわけですから、その辺がきちっと出口がないですから、やはりなかなか安心、安全は担保されないし、国民の理解は得られないのではないかと思います。その中でやはり正確な数字の積み上げは今後必要だと思いますので、ぜひその辺のお考えを。

○委員長（渡辺三男君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） ありがとうございます。ほかの委員の方からもご意見ありましたけれども、この処理水については、もう正しく第三者がしっかりと分析し、それを発信するというのを繰り返し申し上げています。これは、もちろん正しい数字も測って、その数字も公表するということとか、公表の仕方はいろいろあると思っていて、ではその数字だけを羅列してもなかなか分からないと思うのです。なので、それをしっかりと解説して、例えば人体への影響は1年間でも何ミリシーベルトだよとか、そういう数字的な根拠も含めて発信をしていくと。例えばですけれども、日本人が1年間に被曝する2.1ミリシーベルトと比較して何十万分の1だよということも発信をするとか、表現の仕方はいろいろあると思いますけれども、数字に基づく正しい情報を発信していくのが何より大前提だと思っております。

○委員長（渡辺三男君） 2番委員。

○2番（渡辺正道君） 最後ですが、このとおり風評被害に対するいろいろな事業あると思いますので、変な話ですけれども、先ほど200億円規模の予算要求もされるということなので、満額獲得していただいて、ぜひ実現できるように努力してください。よろしくお願ひします。

○委員長（渡辺三男君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） 予算もしっかり確保するよう、政府挙げて頑張ってまいります。

○委員長（渡辺三男君） はかに、1番委員はないですか。

○1番（佐藤啓憲君） 特にありません。

○委員長（渡辺三男君） 私から。

○副委員長（佐藤教宏君） 委員長。

○委員長（渡辺三男君） 私から一、二点お聞きかせ願います。

全般的にもう質問してしまっていますので、私からはここに、2ページ目に水産業、農林業、観光業などのいろんな手当てとかいろいろ出ているのですが、今日のこの中身は風評被害をどうやって抑えるか、また出た場合にはどういう対策を組んでいくかということだと思うのですが、風評被害を抑える根っここの部分が全く私はできていないと思うのです。というのは、被災が12市町村ですか。12市町村から風評が出ていくわけです。その12市町村に隣接している町村からも多少は出ていくかと思いますが、例えば一番頭の痛い漁業にとってはまだまだ生産調整しているのです。漁業者が全部漁に出ているわけではないです。多分相馬双葉漁業協同組合では、全部一つになって生産調整しているのだと思いますが、その生産調整は何のために調整しているのですかと。先ほど木野参事官からまだまだ震災前の2割程度しか水揚げしていない。水揚げさせていないのでしょうか。結局は、漁業者は、出ても10日くらいしか出れないでいるのです。3分の1ですよね。3分の1だと、3割5分くらいは水揚げあってもいいと思うのです。ただ、生産調整しているがために、恐らく月のうちの半分くらい出れば、すごい魚の量は私は揚がってくるのだと思うのです。いわきは、全種もう解禁になりましたよね。多分相馬双葉では多少まだ駄目なのはあるのかなと思うのですが、そうやって生産調整しているうちにはそこから風評被害というものは出ていくのですから。何ぼ消そうとしても、自分たちから出しているのですから。それは、何でそうやっているかって、漁業者の人は何でそれで黙っているのかというと、それだけの賠償をいただいているからやっているのだと思うのです。それは、当然迷惑かけているのだから賠償は当然のことだと思います。そういうものをきちんと取り除いていかないと、そういうところから風評被害一言も出ないようになっていかないと、幾ら国が本気になつたって風評被害なんか止めることできません。現に今富熊とか鹿島、相馬が1つになって、相馬双葉漁業組合というのでしょうかけれども、現に合併する前の団体だと、富熊って富岡と大熊ありました。あと請戸ありました。請戸、鹿島かな。これは、ほとんどこの第一原発の前とか、そういうところで漁業していました。この辺の漁業者は沿岸漁業が大半なのです、沖合漁業ではなくて。原発の1.5キロは漁はしてはいけないと。それは、当然な措置だと思います、私も。問題が起きないように。ここにまた処理水を流すわけですから、当然それが倍に膨らんで風評被害が出ていると。そういう根本的なところにもう少し目をやってほしいと思うのです。

あとは、米であったり、米だってどっちも農林水産の管轄ですよね。米だって幾ら問題ありませんよ、問題ありませんよと言っても、現にため池とか水源になるところが5,000ベクレル以下に除染しているのかな。5,000ベクレル以下に下げて、今年度下げて完了したとしても、来年度また1万2,000ベクレルとか1万5,000ベクレルに上がるのです。そういう水が農地に入るのです。幾ら線量ないですよ、ないですよと言ったって、現実はそうなのです。そうすると、そういうところからも風評被害が生まれていくと。本来あつたら、米は大丈夫だよと言う前に、そうやって水源になるところは絶対もう上がらないように、5,000ベクレル以下なら以下に完璧に下げて、次の年は上がらないように周囲も完全な除染をしてやって、初めて多分上がらなくなるのだと思います。多分それ農林水産省の考えは、上がつたらまたやるよと、そういう考え方でしよう。だから、国の基本的な考え方とマッチしていないのです。それで幾ら風評被害をなくそう、なくそうってこんなに努力してなくなりますか、と私は思うのです。

○副委員長（佐藤教宏君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） ご意見ありがとうございます。漁業は、これもご承知のとおりでございますけれども、今年の4月以降は試験操業ではなく、本格操業に向けた拡大操業というのでしょうか、生産量、漁獲量を徐々に上げていくという目標を立てて努力をしていると承知をしています。今まででは、おっしゃるとおり月に10日とか、それぐらいの量であったけれども、これからはまさに規模を拡大していくということでございます。なので、魚の生産量は今後増加になっていくのかなと思っていますので、それをしっかりとやはり売れるようにしていくというのが我々の責務かなと思っております。賠償とかいろいろ複雑な事情も絡んでいるということも承知はしてございますけれども、漁業者の方がやはり漁業をやる意欲が湧くようサポートしていくというのが大事だと思っていますので、そこをやっていきたいと思います。

米のところも、米の安全性というのはしっかりと確認をしているわけでございますけれども、また水のところもちゃんと測定をして、セシウムがほとんど不検出という状態ではあるわけですけれども、それでもやはり多少は福島県産の米を買っていただけない方もいまだに残っているということも承知をしてございますので、そこもなかなか根強い部分ではございますけれども、いろんな対策を打って、できる限りのことはやっていきたいと思っています。ご意見ありがとうございます。

○副委員長（佐藤教宏君） 委員長。

○委員長（渡辺三男君） この問題に関しては、幾ら言っても多分接点は出ないのかなと思うのですが、現実はやっぱり木野参事官言うこととは全然違うのです。いまだにやっぱり月10日くらいしか漁業者は出れないと。そういう状況で、漁業者の後継者、若い人たちはそれではご飯食べれないよと、それで違う道に進む人が多いと、そういう状況が現実なのです。だから、そういう人たちから風評被害というのは出ていくのです。まだまだ捕れない、捕らせてもらえない、賠償をもらっているから捕らなくてもご飯は食べられるということになるのですけれども、そういうことで風評被害出ていきま

すので、賠償を出さないで365日もう出させたらいいだろうということではないのです。そういうことを漁業組合としっかりと話しして、どういうことで10日しか出れないようにしているのかと、そういうことまできちっと発信しないと、周りではまだまだ線量が高いのでしょうとしか思わないのです。そういうことを組合でしっかりと話しして公表してもらえば、私はありがたいと。ただ、富熊の場合なんかは1.5キロ全く漁できませんので、ほとんどもうやっていないと同じです。そういう現状をしっかりと国でも把握していただきたいと、よろしくお願ひします。

米に関しても、幾ら安全だよ、安全だよと言っても、ため池除染している、何で除染しているのだ、セシウムが高くて駄目なのだと言えば、ああ、そうか、では水を使う米大変だなと、それは当たり前な考えなのです。だから、ため池が除染しなくても済むように周り、山林とか、そういうところをしっかりとやっぱり除染しないと毎年同じ繰り返しだけです。同じ繰り返ししていれば風評被害は絶対なくならないと。そういうことですので、十分その辺を理解していただきて、各関係省庁に働きかけていただきたいと思います。

○副委員長（佐藤教宏君） 戻します。

○委員長（渡辺三男君） ほかにないですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺三男君） ほかになしということで、コロナ対策で1時間に1回くらい時間取る考えだったのですけれども、途中ではちょっとやめられないものですから、もう12時になってしまいますので、次に入ります。

次に、付議事件2の(2)、多核種除去設備等処理水の処分に関する政府の基本方針を踏まえた東京電力の対応についてを議題といたします。

担当者に説明を求めます。説明は着座のままで結構です。

担当者、よろしくお願ひします。

○常務執行役福島第一廃炉推進カンパニープレジデント兼廃炉・汚染水対策最高責任者（小野 明君）

それでは、お手元の資料の別紙の1、多核種除去設備等処理水の取扱いに関する検討状況（概要）並びに別紙の3、多核種除去設備等処理水の放出に伴い風評被害が発生した場合における賠償のお取扱い、こちらの資料に沿って、まず前者は私から、後者は復興本社代表の高原からご説明をさせていただきたいと思います。

それでは、別紙の1、こちらを御覧ください。1ページ目お願ひいたします。ALPS処理水の海洋放出に関する検討に当たりましては、4月の13日に決定をされました政府の基本方針を踏まえた対応を徹底しようということで、安全性の確保を大前提に検討の具体化を進めてきてございます。今般新たに取放水設備を含めた設備の全体像、あわせて風評影響及び風評被害の対策について、これまでの検討状況を取りまとめましたので、今日ご説明に上がった次第でございます。引き続き、関係する皆様のご意見をお伺いしながら検討を進めてまいりたいと考えてございます。

次のページを御覧ください。2ページ目でございますが、こちらは左側に政府の基本方針の概略、右側にそれを踏まえた当社の対応についての概略をまとめたものでございます。

次のページをお願いいたします。3ページ目、目次となってございます。まず最初に、設備の設計及び運用等についてご説明を申し上げたいと思います。

次のページをよろしくお願ひいたします。ALPS処理水の処分に供する設備でございますが、これは大きく分けて測定・確認用設備、それから希釈設備、さらには取水・放水設備の3設備での構成ということにしてございます。この安全確保のための設備の状況を少し詳しくご説明を申し上げたいと思います。まず、測定・確認用設備におきましては、①、受入れ、②、測定・確認、③、放出のそれぞれの役割をローテーションで担うタンク群を設置いたしまして、トリチウム以外の放射性物質が環境放出に関する国の規制基準を確実に下回っているまで浄化されているということを確認したいと考えてございます。ALPS処理水中の放射性物質の測定、これ長いもので約2か月かかります。その間に発生するALPS処理水の発生量、約9,000m³ということになりますが、これを考慮して、それぞれの役割ごとに1万m³ずつ、合計3万m³のタンク群を用意する計画でございます。

次に、希釈設備でございますが、こちらの運用につきましては政府の基本方針にて示されましたトリチウム濃度、これは1,500ベクレルというものです。それから、年間トリチウム放出量22兆ベクレルというものがございますが、こちらを満足するのみならず、毎年度末にその時点の最新データに基づいて、できるだけこれらを少なくするように見直したいと考えてございます。1日当たり約17万トンの大容量の海水輸送ポンプ3台を設置をしますが、1台の運転でも十分回収、希釈後のトリチウム濃度1リットル当たり1,500ベクレルを十分下回ることができる、そういう容量でございます。なお、トリチウムの濃度測定自体は、1日、2日と、やっぱりこれも時間がかかりますので、1万m³単位でのALPS処理水放出中に希釈放出水中のトリチウム濃度をリアルタイムで直接測定することは非常に難しいところがございます。したがいまして、あらかじめ測定して分かってございますALPS処理水中のトリチウム濃度をリアルタイムで測定をいたします希釈水量で除することによって、放出水中のトリチウム濃度が1,500ベクレルパーエリットルを確実に下回っているということをリアルタイムで確認をしたいと考えてございます。さらに、放出立て坑では海水の希釈後のALPS処理水のトリチウム濃度につきまして、これは放出中毎日測定をいたしまして、1日程度の時間遅れはございますけれども、1リットル当たり1,500ベクレルを下回っているということを確認するとともに、これも速やかに公表したいと考えてございます。なお、当面の間ですけれども、1万m³ごとのALPS処理水を放出する前に、後ほどちょっとご説明しますが、放出立て坑というものがございます。こちらを空にして、放出により立て坑が満杯になった状態で一旦放出を止めます。そして、立て坑中のトリチウム濃度を測定して、1,500ベクレルパーエリットル、すなわちしっかり希釈ができているということを確認してから放出を再開する、そういう運用を考えてございます。

次のページをお願いいたします。今度は、取放水設備等、ほかの設備の状況でございますが、取放

水設備につきましては、港湾外から取水した海水でALPS処理水を希釈し、また放出した水が取水した海水に再循環することを抑えるために岩盤をくり抜いた海底トンネルを経由して放出をしたいと考えてございます。また、異常時の措置といたしまして、希釈用の海水ポンプが停止するなどの異常が発生した場合には、緊急遮断弁を速やかに閉じて海洋放出を停止いたします。海域モニタリングにて異常値が確認された場合も、当然なことかもしれません、一旦放出を停止するということを考えてございます。

次のページ、6ページ目です。前のスライドでご説明をした取水、放水設備につきまして、もう少し詳細に設計について補足をいたします。まず、取水でございますが、港湾内の海水ではなく、港湾外の海水を希釈用の海水として取水するため、北の防波堤の一部を改造して港湾外の海水を取水できるようにいたします。また、仕切堤で港湾内と確実に分離をすることで、港湾内の海水が希釈用の海水と混合しないようにするというふうな設計を考えてございます。

次に、放水につきましては、海底トンネルにより沿岸から約1キロほど離れた場所からの放水とすることで希釈用海水として再度取水がされにくくなると、そういう設計を考えてございます。海底トンネルでなく、海底に配管を敷設したらどうだという意見もございましたけれども、今後長期間使用することも考えると、やはり地震、津波等などを考えて、安全かつ安定的に放出が継続できる海底トンネル方式がいいのではないかと考えているところでございます。

次のページをお願いいたします。7ページで、これまで説明した内容を具体化したイメージを示してございます。まず、左上ですけれども、タンクに保管されている水のうち、トリチウム以外の放射性物質について、希釈する前の段階で安全に関する基準を満足するよう、まずALPSや新設する逆浸透膜装置等によりしっかりと浄化をいたします。浄化した水は、測定、確認用設備におきまして、トリチウム以外の放射性物質が基準を満足していることを確実に確認をいたします。この際、当社だけでなく、第三者機関によっても測定、確認をしていただきたいと考えてございます。ALPSや逆浸透膜装置では取り除くことができないトリチウムにつきましては、現在排水している地下水バイパスやサブドレンのトリチウム濃度の運用目標値でございます1リットル当たり1,500ベクレルを下回るよう、5号機の取水路、これ絵の真ん中辺りの下にございますが、こちらから取水をいたしました大量の海水で希釈をし、放水立て坑、その右側、あと海底トンネルを通じて沿岸から約1キロ先に放出をしたいと考えて設計してございます。今回海底トンネルを設けるために、この絵の右下に示されている立て坑を設けて、トンネルを掘削をいたします。したがいまして、先ほど申しましたように、当面の間この放出開始の際にはこの放水立て坑にて海水とALPS処理水が十分混合、希釈しているということを直接確認した後に放出を再開したいと考えているところでございます。

次に、8ページに参りまして、今度は海域モニタリングの話でございます。海域へのトリチウムの拡散状況、それから魚類、海藻類などの海生生物への放射性物質の移行状況を確認するため、主にトリチウムを中心にモニタリングを強化してまいりたいと考えてございます。また、海産物につきまし

ては、風評被害が懸念されるということも当然ございますので、サンプル採取箇所や測定対象箇所を増やすことにより、安全であるということをしっかりとお示ししてまいりたいと考えているところでございます。

次の9ページでございますが、こちらは具体的なサンプルの採取箇所をお示ししてございます。左側の絵でございますけれども、発電所から2キロメートル圏内では、赤枠でお示しをしたAからCの3か所を追加いたします。20キロ圏内では、青枠でお示しをした6か所でトリチウムの分析頻度を倍増させたいと今計画を立てているところでございます。

次のページをお願いいたします。続いて、海洋生物の飼育試験についてでございます。トリチウム等の生物に対する影響につきましては、これまでの科学的知見などから、その安全性というのは確認されていると認識しておりますが、今回の飼育試験では実際にALPS処理水を含む海水環境におきまして海洋生物を飼育し、これまでに得られている科学的な知見に照らすとともに、それらの状況について透明性高く社会にお示ししていくことで、ALPS処理水の処分に関する理解の醸成、風評影響の抑制につなげていければいいかと考えてございます。そういったことから、地元をはじめとする多くの関係者の皆様とのコミュニケーション活動を通じ、いただいたご意見、懸念等は必要に応じてこの計画に反映していきたいと考えてございます。また、通常の環境モニタリングと同様の資料の第三者分析によるクロスチェックに加えまして、飼育状況のウェブ中継ができないかなどを検討しているところでございます。

次のページをお願いいたします。こちら、今後のおおよその工程ということでまとめてございますが、これは政府の基本方針の2023年春頃の放出開始というところがございましてこういう工程になつてございますが、まずは今回お示しをした検討状況につきまして、関係する方々にしっかりとご説明をし、いただいたご意見等を踏まえて、この全体計画を必要に応じて見直してまいりたいと考えているところでございます。

次のページをお願いいたします。以上、ここではトリチウムの分離技術の調査についてまとめてございます。やはり環境に放出する放射性物質の量を可能な限り減らすべきという観点も当然ございますので、この分離技術につきましても実用可能なものはないか、継続的に調査をしてまいりたいと考えてございます。5月の末には、ナインシグマ・ホールディングス殿のお力添えをいただきまして、トリチウムの分離技術に関する調査、提案の受付を開始してございます。ご提案いただいた技術は、まずこのナインシグマ社にて確認、評価をいただき、その結果実用可能な技術であるということを確認できたものについて、具体的な設計の検討、技術の実証試験などを行ってまいりたいと考えているところでございます。

次のページをお願いいたします。続きまして、この目次にありますとおり、風評影響及び風評被害への対策についてご説明を申し上げます。14ページです。国内外への理解醸成に向けたコミュニケーションに向けた取組についてまとめてございます。ALPS処理水の海洋放出につきましては、放出

する水の安全性へのご懸念、あるいは放出に伴う風評へのご懸念といったものがございます。当社は、実施主体といたしまして、それらのご懸念にしっかりと向き合い、漁業関係者の方々や流通に関わる方々をはじめとする関係者の皆様に対し、ご懸念を払拭するため安全対策、それから風評対策などの説明を尽くしてまいりたいと考えてございます。また、広く国内外の皆様に科学的根拠に基づく正確な情報が届き、一人でも多くの方にALPS処理水に関するご理解を深めていただきたいということで、国内外のメディアの皆様に福島第一の現場をご取材いただく機会を設けたり、有識者の方々等への情報提供などをしっかりと進めてまいりたいと考えてございます。

次のページをお願いいたします。ALPS処理水の海洋放出に当たりましては、近隣国をはじめ、諸外国にも科学的根拠に基づく正確な情報をお伝えし、ご理解を深めていただくことが重要と考えてございます。海外の理解醸成に向けて、英語版の運用に加え、韓国語版、場合によっては中国語版もしっかりとリリースするなど、一部で多言語化をしっかりと進めてまいりってございます。これは、今後も続けてまいります。また、コンテンツにつきましては今後も解説動画をアップしたり、皆様から寄せられる疑問やご懸念にしっかりと答えるQ&A、こういうものをさらに充実させていくなどの取組を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

次のページをお願いいたします。この取組には、やはり透明性、客観性というものが非常に大事だと考えてございます。とりわけALPS処理水に含まれる放射性物質につきましては、客観性を持った測定評価が求められることになります。したがいまして、第三者機関により測定、確認を実施いただくとともに、その結果については当然ながらしっかりと公表してまいりたいと考えてございます。また、測定時のサンプル採取に関して、地元自治体等のご視察をお願いするといったことも検討してまいりたいと考えております。さらに、国際原子力機関IAEAにも安全性を確認していただくこととしてございまして、IAEAが持っております専門性、客観性、それをしっかりとALPS処理水の海洋放出についてレビューいただいて適用していくことで、海外にも取組へのご理解をいただければと考えているところでございます。最後に、ご視察いただく機会の拡大でございます。昨年来、コロナ禍で大変厳しい中、オンライン視察といった新しい取組も進めてございますが、やはり現地、現物を見ていただくということ、双方向でコミュニケーションをするということが大変に有効だと考えてございます。これは、今後もしっかりと積極的に進めてまいりたいと考えております。また、関連して発電所にご視察でお越しいただいたり、廃炉資料館にご来館された方を対象に、この浜通り地域の交流人口拡大の観点から、当社としても宿泊、食事、観光に関する情報を提供するなど、こういう試みを積極的に進めてまいりたいと考えてございます。

次のページをお願いいたします。情報発信に関する体制の強化ということで、この8月1日に廃炉情報・企画統括室というのをしっかりと設けて、地域の皆様の視点に立った情報発信を行うことができるようにということで、こういう組織も設けてございます。

次のページ、18ページをお願いいたします。こちらは、生産・加工・流通・消費対策についてでご

ざいます。風評影響を受け得る産業の生産、加工、流通、消費の各段階への取組を強化、拡充をしてまいります。具体的な取組として3点挙げております。1つは、福島県産農林水産物の販路拡大・消費拡大につきましてでございますが、これにつきましては、これまで取り組んでまいりました小売店、飲食店での販促イベント、フェアの開催やECサイトでの販売を特に水産品を中心に強化、拡充していくとともに、ふくしま応援企業ネットワークにおける消費拡大にも取り組んでまいりたいと考えております。次に、全国の魚食振興も大事だと考えてございまして、こちらは電気事業連合会のご協力をいただき、水産加工品等のカタログ販売を行うとともに、魚食文化普及を目的としたイベントを首都圏などで開催をしてまいりたいと考えております。また、これらの対策にとどまらず、現地体制の増強整備をしつつ、福島県及び近隣県をはじめとする関係者の皆様に丁寧にご説明をし、意見をお伺いしながら適切な対応を追加で講じてまいりたいと考えているところでございます。

次のページをお願いいたします。最後に、これまでご説明をしてきたような風評影響を最大限抑制すべく対策を講じた上でも、なおALPS処理水放出に伴う風評被害が発生をした場合の賠償に関する枠組みについて3点ご説明申し上げます。1点目でございます。あらかじめ賠償期間や地域、業種を限定せず、ALPS処理水放出による損害については適切に賠償させていただくことにしてございます。処理水放出前の風評被害のお申し出や、間接的な損害に対してもご請求者様のご事情を丁寧にお伺いをし、適切に対応していただきたいと考えてございます。また、商工業者様において、将来分一括賠償をお支払いしている場合であっても、ALPS処理水放出により別の新たな損害があるというお申し出があれば適切に対応させていただきたいと考えております。2点目でございますが、被害者様に極力ご負担をかけない柔軟な対応をしてまいりたいということであります。風評被害の算定、それからご請求方法に関して過去の賠償に関する考え方や既存の仕組みを最大限活用させていただきたいと考えております。次に、風評被害の確認に当たりましては、国や自治体また事業者団体などが作成をいたしました統計データ、こちらを用いて追認をいたします。また、損害額の算定に当たりましては、これまでにご提出いただいている書類も活用するなど、ご請求者様のお手間を軽減できる方法を提案させていただきたいと考えているところでございます。3点目です。関係者の方々のご懸念に対する丁寧な対応をしてまいりたいということでございます。これまで各業界団体の皆様から賠償に関するご懸念、ご心配の声、またはご意見、ご要望を多々承っております。今後各業界団体のご事情を十分に考慮させていただき、業種ごと、または団体ごとの個別の賠償基準などを訪問や諸説明会などにより丁寧にご説明させていただき、ご意見を伺いながら具現化してまいりたいと考えているところでございます。

からは以上でございます。

○委員長（渡辺三男君） ありがとうございます。

説明が終わりました。これより質疑に入るところ……

〔「委員長」と言う人あり〕

○委員長（渡辺三男君） 復興本社の高原代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（高原一嘉君） 別紙の3について私から……

〔何事か言う人あり〕

○委員長（渡辺三男君） 今一区切りつきましたので、高原代表からは、午後から説明してください。

1時まで休憩します。

休 議 （午後 零時04分）

再 開 （午後 零時58分）

○委員長（渡辺三男君） 早いですが、再開させていただきます。

午前中に引き続き、資料3の説明を福島復興本社、高原代表よりお願いします。

高原代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（高原一嘉君） 復興本社の高原でございます。着座のまま失礼いたします。

それでは、先ほどの小野の説明に続きまして、資料の別紙3を御覧いただければと思います。まず、多核種除去設備等処理水の放出に伴い風評被害が発生した場合における賠償のお取扱いについてご説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、シートの1でございます。本資料の位置づけでございますが、ALPS処理水放出に伴う風評被害賠償に関しまして、これまで関係団体等皆様から頂戴いたしました早期に賠償の枠組みを示してほしいとのご意見や損害の立証を被害者の方に寄せない仕組みをつくってほしい、こういったご要望を踏まえまして、現在の検討状況について取りまとめさせていただきました。

次のスライドを御覧ください。シートの2でございます。これは、4月に公表したALPS処理水放出に関する弊社の対応においてお示しした賠償の基本的な考え方でございます。

次のスライドで詳しくご説明をさせていただきます。シートの3でございます。本スライドでは、ALPS処理水放出に伴う賠償の共通する考え方として大きく3つポイントを掲げております。1つ目は、あらかじめ賠償期間や地域、業種を限定せず、ALPS処理水放出に伴う損害を賠償させていただくという点でございます。これまで頂戴いたしましたご意見を踏まえ、賠償の対象範囲をより具体化いたしました。例えばALPS処理水放出前の風評被害や農林水産業や観光業だけでなく、関連した間接的な損害、被害にも対応するようとのご意見を頂戴いたしたこと踏まえまして、風評対象となった商品を直接取り扱わない間接的な損害でもご事情を丁寧にお伺いし、ご対応させていただきます。また、今まで賠償の中で農林業者様や商工業者様の一部には将来分の一括賠償をお支払いしている場合もございますが、今回の処理水の放出に伴う損害につきましては別の新たな損害として対応させていただきます。

2つ目は、被害者様のご負担を極力かけさせない柔軟な対応をさせていただくという点でございます。この点につきましては、立証を被害者の方に寄せない仕組みとしてほしいとのご意見を踏まえまして、お手間を軽減する方法を具体化いたしました。風評被害の確認に当たりましては、地域や業種ごとの実態に即した統計データなどを用い、弊社にて損害発生の有無を推認させていただき、ご請求者様のお手間を軽減できる方法を提案させていただきたいと考えております。この後の5スライド目で具体的な風評被害の推認の仕方をご説明させていただきます。

3つ目は、関係者の方々のご懸念に対する丁寧な対応をさせていただくという点でございます。今後具体的な賠償基準などを関係団体の皆様にご説明し、ご意見等をお伺いしながら、より具体化してまいりたいと考えております。特に参照する統計データなどは、各団体様がお持ちのデータなども活用させていただくことを想定しております。

次のスライドを御覧ください。本スライドは、風評被害の確認、損害額の算定方法の考え方でございます。1つ目ですが、現行の賠償が続いている方におかれましては、これまでと同様の方式で損害を賠償させていただきます。これは、仮にALPS処理水放出に伴い、さらに価格の下落などが生じたといたしますても、今までの損害の算定方式でカバーされるという意味合いでございます。一方、事故後の賠償が終了している方などで処理水放出による新たな風評被害が生じた方におかれましては、お示ししている手順にて手続を進めさせていただくことを考えております。まずは、統計データなどを活用し、風評被害の有無を確認させていただきます。被害が確認できましたら損害額の算定を行い、適切に賠償をさせていただきます。仮に統計データ等で風評被害の有無を確認できない場合でも、事業者様ごとの被害の実態を個別にお伺いし、被害が確認できましたら損害額を算定し、適切に賠償させていただきます。

具体的な推認方法と算定方法をご説明いたします。次のスライドを御覧ください。スライドの5でございます。統計データ等を活用した風評被害の推認方法の具体的なイメージでございますが、グラフを御覧いただければと思います。事故後、黒い線のような値動きの產品があったといたしますと、まず風評影響がなかった場合の価格を想定します。これは、グラフの青色の四角で示したところでございます。赤い線のように処理水放出後のその想定値を下回る価格となった場合は、風評被害ありと当社が推認し、損害額の算定へと移らせていただきます。逆に緑の線のように想定値を上回っている場合でも、事業者様から個別のお申し出があった場合には、事業者様ごとのご事情をお伺いさせていただきながら、被害ありと推認できましたら損害額の算定等移らせていただくことになります。いずれにいたしましても、風評被害の有無を丁寧に確認させていただきます。

次のスライド6を御覧ください。ここでは、損害額の算定について、算定式の一例を説明させていただきます。算定するに当たりまして、基準年はどこかというご質問を多くいただきました。基本的には、放出前後の売上げの差、もしくは放出前後の価格の差に基づき損害額を算定させていただきます。基準年を放出前の単年1年とするか、例えば3年平均など複数年にするなどは、今後の関係団

体の皆様のご意見等をお伺いしながら決定してまいりたいと存じます。

次のスライド7を御覧いただければと思います。ここでは、今までご説明した風評被害の確認、損害額の算定の一連の流れをご参考までに例示したものでございます。この算定例は、地元産品Bを主原料とする加工品A工場を操業されている事業者様から、処理水放出を境に年間2億円の売上げが1億円に下がってしまったとお申し出があった場合をイメージしております。風評被害の確認の手順といたしまして、右上の図にありますように地元産品Bに風評被害が発生していることが推認できれば、加工品Aも風評被害ありと推認するというものでございます。本ケースはあくまで一例でございますので、実際には事業者様ごとの個別のご事情をお伺いし、被害の推認と損害額の算定について決めさせていただければと思います。

最後のシートでございます。本年4月に設置いたしました処理水放出に関する損害賠償専用ダイヤルの番号をご案内させていただきます。本日の内容について、現時点での検討状況を取りまとめたものでございますが、今後関係団体の皆様に各地域、各業種のご事情を踏まえた賠償の考え方をご説明させていただき、ご意見を頂戴しながらより具体化してまいりたいと思います。繰り返しになりますが、設備に関する検討状況並びに風評影響及び風評被害への対策につきましては、本日ご列席の皆様はじめ、今後関係する皆様のご意見を丁寧にお伺いし、適宜計画に反映してまいります。また、この取組を進めるに際しましては、皆様から様々な厳しいご意見をお寄せいただいている状況を踏まえ、何より当社の信頼回復が大前提と認識しております。全社的な改革を進め、信頼回復に全力で取り組み、福島の責任を果たしてまいります。

私からは以上でございます。

○委員長（渡辺三男君） ありがとうございます。

木元さんですね。どうぞ。

○福島第一廃炉推進カンパニー廃炉コミュニケーションセンター副所長兼リスクコミュニケーションセンター（木元崇宏君） では、併せてこの処理水に関わるご質問をいただきおりましたので、それに対する回答を併せてご説明させていただきたいと思います。

資料は、ALPS処理水にかかるご質問への回答という資料になります。めくっていただきますと、前回ご質問への回答というページが出てまいります。ALPS処理水の処理について、告示濃度比総和1未満という言葉が何度も出てくるが、懸念の払拭や理解醸成のためには、技術的に取り除くことが可能であれば測ることができない限界未満まで取り除いてほしい。トリチウムは国の基準40分の1、これは国の基準が1リットル当たり6万ベクレルという数字になりますけれども、40分の1の1,500ベクレルパーアリットル未満にするということですので、ほかの核種も検出限界値未満まで取り除くことができれば風評に与える影響も小さいのではということで、午前中もちょっとお話をいただいたところになります。

下にご説明が書いてございます。まず、1つ目の四角ですけれども、国際基準、国際放射線防護委

員会、ICRPと呼んでいますけれども、こちらの基準に準拠した、こちらで言っている基準というのは、公衆の被曝の年間の放射線の被曝量、1ミリシーベルトということになります。こちらを準拠した我が国における環境放出に関する基準である告示濃度比総和1未満は、公衆や周辺環境、農林水産品の安全を確保するための尺度でありますということ。この告示濃度比総和、改めて申し上げますと、放射性物質、いわゆる核種にはそれぞれ告示濃度限度というものが決まっています。これは、環境に出していくという基準になります。これが複数の放射性物質が含まれる場合、核種が含まれる場合となると、それぞれの限度に対する比率を合わせて、プラスをして総和という形になります。これが1未満であるということが全体の含まれている放射性物質の濃度の全体の基準を満足しているということで、告示濃度比総和1未満というのが一つの尺度になっています。

次の今回の福島第一原子力発電所のALPS処理水の取扱いについては、例えば運転しているほかの原子力施設の排水と同様、トリチウムを含めてこの基準を満たすということ、あと放水する水が人や環境に有意な影響がない安全な水であるということを確実にするということ、つまりこの考え方、今の告示濃度比総和1未満というのは運転をしているときからの考え方ということになります。ただ、トリチウム以外の放射性物質も含まれていますので、その下の部分になります。まずは、流れになりますけれども、多核種除去設備、ALPS、これはトリチウム以外、これはトリチウム取れませんので、それ以外の核種について告示濃度比総和1未満にまず行います。その後トリチウムはそのまま除去できませんので、トリチウムは大量の海水、100倍以上で海水で希釈をして、告示濃度限度の40分の1、先ほどの1,500ベクレルパーエリット未満にするというのが考え方ということになります。ここまででは、いわゆる告示濃度限度をまずはトリチウム以外をクリアする、それ以外の取り除くことができないトリチウムについては希釈をするということです。この段階で告示濃度比総和1を下回っているトリチウム以外の核種は、この希釈によってさらに100分の1未満になるということになります。実際1であると、告示濃度比総和は0.001未満になるということになります。その下にちょっとメモで検出限界と書いてありますけれども、後ほどそこはちょっとお話をさせていただきたいと思います。

3つ目は、ALPS処理水中の放射性物質、トリチウム、ALPS対象核種の62核種及び炭素14の濃度を測定、評価した結果、これは先ほどの全体の午前中小野からご説明させていただいた分析をするということです。これは、毎回公表していく、あと第三者の確認を得るということで客観性、透明性を確保していくということ。放出する水の安全性について引き続き正確な情報をお伝えし、ご理解いただけけるよう取り組んでいきたいというのが全体の流れになります。

ちょっとめぐっていただきますと、補足の資料が出てまいります。原子力発電所の通常の原子力発電所と福島第一の事故で発生しているALPS処理水の違う点と同じ点をちょっとまとめております。まず、違う点、上でございますけれども、福島第一のALPS処理水には、ほかの原子力発電所の排水には通常含まれていない事故由来の核種、これは溶けてしまった燃料を冷却する水として汚染

水が発生しておりますので、そこで燃料由来の放射性物質、核種が含まれているということです。お話ししたように、これらについてはA L P Sで浄化処理をするということで、まずは国の基準を下回る濃度まで除去するというのがまず前提になります。そこから先は、先ほどお話ししたとおり、告示濃度比総和という考え方は通常の発電所と同じ、核種が違いますけれども、考え方は同じということになります。同じ点のところにA L P S処理水の海洋放出は国の基準を遵守することにより、公衆や環境の影響はなく、安全であるということはほかの発電所と変わらない、これは考え方も同じであるということに基づいた同じ点ということになります。下3つのブロックが書いてありますけれども、左側はまずA L P Sの処理前、これはトリチウムはそのまま濃度が書いてありますけれども、トリチウム以外の核種、国の基準以上含まれています。これがA L P Sを通ることによって、真ん中の四角に書いてありますとおり、トリチウムは素通りしますけれども、トリチウム以外の核種は国の基準を満足させることができます。右側に行った段階で、今度はトリチウムの濃度を排水の基準を満足するために100倍以上で希釈をすることになります。その際に、下に書いてあるトリチウム以外の核種も合わせて100分の1未満、要は海水によって希釈がされるということを図式化したものになります。

ちょっとめくっていただきますと、今度実際のデータということをお示ししております。A L P Sで二次処理をしたときの結果でございます。2つの例が3ページ目と4ページ目に書いてあります。こちら細かいですので、実際にこの63の核種を分析した結果、数字があります。2つのブロックに分かれていますけれども、1から63まで番号が振ってあって、右側のブロック、第二次処理後というところに数字がいっぱい書いてありますけれども、実際の分析結果と告示濃度比というのが書いてあります。この一番右側の告示濃度比を足し込むと、上の数字に書いてあります0.35、要は1未満になっているということがここでお分かりいただけると思います。

4ページ目は、もう一つ、J 1 タンクG群というもう一つのタンクを除去した結果になります。3ページ目のときは、除去前は2,400という告示濃度比だったものが0.35、4ページ目は387だったものが0.22まで落ちているというのを、細かいですけれども数字でお示ししたものです。

めくっていただきますと、またこの数字に対するご説明になります。5ページ目に書いてあるのは、A L P S処理水を海洋放出した場合の被曝量について評価をしたものが数字で書いてあります。放射線の影響に関するU N S C E A Rという国連の科学委員会がございます。こちらのモデルを使って年間22兆ベクレル、これは我々で年間の放出量として考えているものですけれども、トリチウムを22兆ベクレル年間放出した際に、国連のU N S C E A Rというモデルを使ったときにどのくらいを被曝するかというのを評価をすると、年間0.000021ミリシーベルトという数字になります。この評価というのは、実際に排出する、それからいろんな経路を通って人体に入ってくる、その人体の影響を評価するというモデルです。この数字の意味合いですけれども、右側に書いてあるのは放射線のミリシーベルトを単位にした、いろんな様々な日常あるいは医療、自然放射線もそうですけれども、そういった

ものを並べたものになります。0.000021、このちょっと上のところに、1人当たり自然放射線（年間）と書いてある数値があります。2.1ミリシーベルト、これは日本における1人当たりの自然放射線の年間の被曝量です。これに対して10万分の1の数字ということがお分かりいただけるかと思います。非常に22兆ベクレル、大きい数字ですけれども、実際に被曝量を評価すると自然放射線に対する比率としては10万分の1であるということが評価として出ております。

めくっていただきますと6ページ、これは先ほどお話をした必要な設備の概要ですので、これは割愛させていただきます。

次、7ページ目になりますけれども、今度トリチウムについて少しお話しさせていただきます。トリチウムは、実は自然界に既に存在をしているものです。宇宙から来る放射線によって、毎日トリチウムは自然界で生成されています。ですので、降ってくる雨ですとか、その雨が川になり、海になり、そういう水には全て含まれているということになります。日本に降る雨の1年間の総量の中に入っているトリチウムを合計すると、国の資料によると220兆ベクレルほど日本には降り注いでいるということになります。その水は川になって、最終的には飲料水にも変わっていきます。右側の箱には、トリチウムは身の回りに広く存在しておりますと書いてありますけれども、身の回りの河川、雨水、また水道の中にも1リットル当たり0.1から1ベクレルのトリチウムが含まれております。当然この飲料水を使ったペットボトルの水ですとか、あとはお茶、そういうものにも全てこういった数字のトリチウムが含まれているということになります。左側については、福島第一、この22兆ベクレル年間出したときの拡散のイメージを示したものになります。これは、昨年シミュレーションとしてご提出させていただいたもので、今回沖合1キロから放出させていただいたものとは若干変わってまいりますけれども、沖合になく、沿岸から22兆年間出したときの拡散。そうすると、沖合0.7キロ、また南北1.5キロを超える部分は自然界と同じ濃度になるということです。自然界には、先ほどお話ししたように0.1から1ベクレルというトリチウムが含まれておりますので、そこ変わらないところまで希釈がされるということになります。

最後、8ページ目になりますけれども、先ほど少し触れさせていただいた検出限界値というお話を。検出限界値というのは、要は測定をしたときに測定機器の限界よりも小さいということが検出限界値ということになります。実際にこれは、測定時間を長く取ったり、その試料を増やしたりということで限界値というのは変わってまいります。変わっていくのですけれども、これはなぜこういうものがあるかというと、基準値に対してこの水はどうか、あるいは化学物質もそうですけれども、こういったものがどうかと測るためのもので、基準値に対して測れるレベルで検出限界値というのを決めて測定をするという考え方になります。

いろいろご説明をさせていただきましたけれども、先日いただいたA L P S の処理水に関するご質問の回答は以上になります。

○委員長（渡辺三男君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質問のある方。

6番委員。

○6番（安藤正純君）　ただいまの質問への回答ということで、質問した本人からまた質問させていただきます。

確かに一步進んで、既存の発電所から、通常の発電所から出るものと今回の事故によって出るもの、違う点と同じ点ということで、前よりは一步進んだかなと、これは評価したいのですけれども、先ほど内閣府、木野さんにもお願いしたのだけれども、やはりこの3ページにタンク群で核種1から核種63まで出ていますよね。総和1というやつが0.35でも出ていますけれども、この中で通常の発電所から出るものと、あとは事故を起こした発電所から出るもの、この核種は通常の発電所から出ませんよというものは赤字で書くとか、そういうふうにしてもらえば、これは今回の事故のために新たに出た核種だと読み取るほうが読めるのです。例えばこれ実際にそうかどうか分からないけれども、プルトニウム47番とか、こういったものは赤字で書いてあれば、これは事故のために出たのかなと、ただ数字が二次処理前と二次処理後で全然違うから、先ほど東京電力の説明のように、総和1未満、0.35がさらにトリチウムを希釈するときに、これも希釈されるわけだから、そうすると0.35が0.0幾つになるよとか、それは読み取るほうもある程度分かりますから、こういう説明をするときは原発事故による核種も色分けしてください。そうすることによって分かりやすくなると思います。

あと、高原代表の説明、こっちの質問もまた質問させてもらいますけれども、高原代表の資料3の5ページ、ALPS処理水放出開始の後の風評被害を認めると読み取れるのだけれども、例えば政府方針が今年の4月に海洋放出だよと。そこから風評被害というのは私は始まっていると思う。実際に放出してから用意ドンではないと思うのです。こういったものも事前に放出するということを受けて発生したものは、私は含めるべきだと思います。

それと、これは以前から私もちよつと疑問あって、東電の補償相談室の伊藤さんなんかにも常々言っているのだけれども、言葉では丁寧にご意見を伺うとか、対応も丁寧にするとか、それは文章上は美しいのです。でも、実際ハードル高い。分母が大きくて、分子が小さいというのは、賠償の請求はいっぱいあるのだけれども、実際の同意というのは本当に少ないです。これは、いろんな事情があるとは思うのだけれども、この風評被害に関しては、私は東京電力は和解、仲裁、これは尊重しますと言っているのだから、この風評被害に関してADRに和解、仲裁を求めた案件は全件尊重すると、これが丁寧な対応ではないかと私は思うのです。この3点についてご回答ください。

○委員長（渡辺三男君）　木元さん、どうぞ。

○福島第一廃炉推進カンパニー廃炉コミュニケーションセンター副所長兼リスクコミュニケーションセンター（木元崇宏君）　ありがとうございます。ご指摘いただきましたとおり、この中には先ほど午前中も議論がありました通常の発電所から出てくるコバルト60ですか、鉄ですか含まれおります。それは、今後のこれALPSの処理水、先ほど小野から説明させていただきましたとおり、必ず分析施設

で63核種プラストリチウムは分析してまいります。これを結果も公表してまいりますので、その際に今ご指摘いただいたところ、ちょっと工夫をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（渡辺三男君） 小野さん。

○常務執行役福島第一廃炉推進カンパニープレジデント兼廃炉・汚染水対策最高責任者（小野 明君）

通常の原子力発電所は、基本的に出てくるのは今彼が申したとおりコバルト60とかマンガン54です。これは、どちらかというと放射線が当たることによって、鉄などが要は放射化して出てくる物質になります。一方、1Fでは要は燃料棒に閉じ込められて通常だったら出てはいけない、通常の原子力発電所から出してはいけない、そういうものが燃料が溶けたことによって外に出てしまったというものになりますので、むしろ比較を本来しておくべきは再処理工場ということになるかと思います。再処理工場では、当然ながら逆にあそこは安全な状態で燃料を開くわけです。ですから、核種としては、我々としてはいざれは今ご意見いただいたのをきちんと参考にさせていただきまして、我々が測定したもの、場合によったら第三者の方に測定をしていただいて公表をするもの、そういうのもきっちりと今のような形で、何が何だか全部一律にお示しするというよりは、これは例えば通常の原子力発電所から出るものですよとか、これは場合によっては再処理工場でもこういうのは当然ながらチェックしていますよとかいう感じで、少し比較できるような形でお示しをさせていただければと思います。そこら辺我々も今後工夫してまいります。ありがとうございました。

○委員長（渡辺三男君） 高原代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（高原一嘉君） 今安藤委員から頂戴いたしました2点目の放出前でも既に風評が始まっているのだ、賠償すべきだという点につきましてご回答させていただきます。

これにつきましては、まさにご指摘のとおりでございまして、既にそういうお声もいただいております。そういう方で賠償が必要だという方には、既に賠償をさせていただいている事例もございます。ですので、今回放出後には当然あり得るだろうということを想定しますが、現時点で既に政府方針、いろいろ始まっている時点で風評が推認できれば、私たちはそれを賠償させていただくということで、今させていただいているということでご返答をさせていただきます。

それからADRの件でございます。これもそもそも私どもの事故で大変なご迷惑をおかけしたこと、おわびを申し上げなければいけないのですが、現時点で今回の処理水に関する風評がどういった形でADRで発生するかというのは、想定はなかなか難しいところがございます。したがいまして、その全件数を賠償しろというところは、今私はこの場でお約束はできかねますが、ただ賠償をしっかりとさせていただく、それについてはいささかも変わりもございませんし、あるいはADR、大変なご負担をおかけすることになれば、そうなる前のまづ本賠償でしっかり対応させていただくということはやらせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（渡辺三男君）　いわき補償センター所長、伊藤さん、どうぞ。

○福島復興本社福島本部いわき補償相談センター所長（伊藤義寿君）　ご質問ありがとうございます。

1点、安藤先生からご質問のあった商工業者様の多分追加賠償のお話、分母が大きくて支払いが少ないといったような話のところだと思うのですけれども、すみません、最近のデータだけちょっとご回答させていただければなと思っております。

前回6月の原特では、受付が約1,030件のうちお支払いが29件ということでご説明させていただきました。最近のデータですと、7月末のデータになりますが、受付が1,050件に対して支払いが32件ということで3件だけ増えていますけれども、まだ1,050件のうち32件ということで非常に少ないもありますが、風評被害のみならず、こちらの逸失利益の追加賠償もしくはその他の賠償についても汗をかいてしっかりとやっていますので、賠償もよくやっていると思われるよう、信頼獲得に向けてしっかりやっていきたいと思っております。引き続きよろしくお願ひします。

○委員長（渡辺三男君）　6番委員。

○6番（安藤正純君）　1番目の事故特有の物質、これは何らかの形で検討しますと、そのようにお願いします。

2番目の風評被害の確認の、こここの5ページの問題なのですけれども、ALPS処理水放出開始後の賠償だけではなくて、開始前も見ていますよということであればそのようにお願ひしたい。ただ、こういう資料はそういうことであれば、これは誤解されるから、開始してからしか賠償しないようにちょっと読み取れるので、風評被害ありと確認というところからスタートしているので、その前も該当しますよというようにこの説明も訂正してください。

3番目のADRの件。ADRというのは、これは国が決めた制度だと思うのです。被害者側が勝手に何か弁護士か何か連れていくつづくった制度ではなくて、国も東京電力も私はさっきイコールの関係だよと、そのように申し上げたのだけれども、和解、仲裁を尊重すると言っておきながら、さらに立証が難しいもの、そういうものを、それはちょっとまだはっきりお答えできませんというのは、本当に親切丁寧に寄り添っているのかと、今までの本賠償と全然変わらないのではないのと。やはり報道機関なりで、結局東京電力は本来の賠償の枠を超えない、今までと同じような賠償をするよと、そういうようなことがやはり被災者から見ればまたよぎってしまうのだ。東京電力は、まだ何だからんだといったって敷居が高いのではないのと、そういうふうに読み取れてしまう。やはり一歩進んで、海洋放出による風評被害に関しては、この商工業者の追加賠償とか、なりわいの補償とか、賠償とか、それとはまたちょっと違うよというところを見せてほしい。ADRのめないなんて、何でのめないですかと、自分たちがつくった制度で、どっちにも偏らないように裁判してもらったのに、それを東京電力がのまなかったら裁判にしてこいということですかということになってしまふ。そのところは高原さん、ちょっと譲れないから、もう一度お願ひします。

○委員長（渡辺三男君）　高原本社代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（高原一嘉君） ご指摘につきまして、ADRにつきましては、まさに和解、仲裁は尊重するというのは申し上げているとおりでございます。事実ADRで和解に至っている件も多数ございます。ただ、必ずしも全てが和解を今先生おっしゃるような約束しろということについては、今の現時点ではお約束はなかなかできかねるということを申し上げているところでございます。ただ、繰り返しになりますが、そうならないようには、まずは風評を抑えるということがあります、本賠償でしっかり対応させていただくというところが今私が申し上げているところでございます。

それから、これまでの賠償で大変なご不便、ご不安、ご不満をいただいている。これは、そういうことを踏まえて今回はデータ等、あるいはいろいろな推認をさせていただいて、少しでもご負担をかけないような形を今回いろいろ取組でさせていただいて、またいろいろご意見いただくこともあります。とにかく私たちは今そういう姿勢であるということを今回お示ししているもので、ご意見はこの後いろんな方からいただくと思いますが、そこは真摯に承らせていただきます。

以上でございます。

○委員長（渡辺三男君） 6番委員。

○6番（安藤正純君） 今代表から和解、仲裁に合意に至ったのが多数ございますと今話ありましたけれども、だけれども誰が見ても1,050件の申請があって32件しか合意がなければ、東京電力はもう自分らが決めたルールで従えないものは裁判にしてこいと、そんなふうにしか見えないです。ですから、これはご意見として承っておきます。こういう場では分かりましたと言えないのは私も分かります。ただ、きっちとこの件はどこまでも私行きますから、例えば判例集のように合意に至らなかつた理由をAさんとか、Bさんとか個人が特定できないような事例として、こういう場合は駄目ですよと具体的な事例を説明できるように、そいつたところまで突っ込んで説明できるようにこれからしてください。高原さんからお願いします。

○委員長（渡辺三男君） 高原本社代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（高原一嘉君） 今委員ご指摘につきましては、今後ご理解いただけるようご説明の準備をさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（渡辺三男君） ほかにありますか。

5番委員。

○5番（遠藤一善君） ちょっと確認をしたいのですけれども、別紙1に戻ってもらっていいですか。午前中の説明だったのです。7ページ、最終的に海底トンネルでいくのか、海に流すのかというか、流すところですけれども、放水立て坑のところで一回貯留をして流していくわけですけれども、この当面の間と書いてある当面の間という意味と、あと直接確認した後、多分細かく読んでいけばよく出ているのですけれども、いろいろ報道があったものであれなのですけれども、この放水立て坑のとこ

ろの濃度は測るのですか、測らないのですかということ。それから、当面の間ということ。測るか、測らないのかというのは直接確認した後ということになるので、それを1点ちょっと教えてください。

○委員長（渡辺三男君） 木元副所長。

○福島第一廃炉推進カンパニー廃炉コミュニケーションセンター副所長兼リスクコミュニケーションセンター（木元崇宏君） ありがとうございます。今の立て坑のところですけれども、当面の間という意味合いですけれども、この立て坑から出た後が実は環境に出す、トンネルを通って海洋に行くわけですので、その最終段ということになります。当面と言っている理由の一つは、トリチウムの分析にはどうしても1日半ぐらいかかるでありますので、この立て坑は毎日サンプリングをして、分析をしていくという計画は当然立てておりますけれども、流している間に取ってしまっている分析ですと1日遅れが出てしまうということで、一番最初に立て坑に、トンネルに行く前の排水前にサンプリングをした水を分析をします。この水がクリアできて初めて排水というプロセスに流れるために、この一番最初の当面というのは、一番最初に流す前にサンプリングをするというのを当面の間続けさせていただく。その間、毎日サンプリングするものはずっと続けさせていただくということになります。ちょっと補足です。

○委員長（渡辺三男君） 小野さん、どうぞ。

○常務執行役福島第一廃炉推進カンパニープレジデント兼廃炉・汚染水対策最高責任者（小野 明君） ちょっと補足いたします。

別紙2の54ページを見ていただけますでしょうか。今我々、基本的にはトリチウムは今木元が申したとおり、1日半ほど測定かかってしまいますので、リアルタイムで本当にトリチウムの濃度自体を測るというのは非常に困難です。難しい、できないと思います。我々としては、もともとあるALPS処理水中のトリチウムの濃度というのは測定してタンクの中分かっていますので、これを希釀流量で除することによって、希釀流量は我々これもうリアルタイムで測ることにしていますので、リアルタイムでトリチウムの濃度が幾らだったかというのが分かると、これをベースに考えています。一方、今申しているのは、ここ54ページにあるとおり、実はこの放水立て坑というのは真ん中に仕切り板がございます。この左側のところ、ここには常に水が当然ながら放水後入っています。これを1万m³単位の放水が終わった後に一回この左側のところを空にします。Aのところで一旦立て坑内を空にすると書いてございますけれども、ここ今我々の設計だと大体2,000m³ほどの容量がございます。ここを一旦空にして、それで今度新たに1万m³の水を出し始めたときにここがいっぱいになつた段階、つまりALPS処理水を希釀して放水始めますけれども、それが2,000m³にいったところで一回水を止めます。多分10分ぐらいでたまってしまいます。その状態で放水止まっていますけれども、この水の濃度を測ることによって、その後はもうそれが1,500をしっかりクリアしているということが分かれば、そのタンクの中の1万m³、実際には大体100分の1ぐらいですから、タンクに入ったALPS処理水自体は多分20m³ほどです。ですから、1万m³ですから、残りの9,980m³を今度はそっと

出していくと。直接リアルタイムで測るのは、さっき言ったように希釈流量で確認をすることにして、どっと出していくということを考えているということでございます。ですから、これを常にやるかというのは、またこれいろいろご意見あるところだと思います。我々としては、こういうやり方でまず全部きちんと 1 万 m³ を全て測り切ることはできませんけれども、こういう形で確認をすることができるということで今回ご提案をしたものでございまして、当面と書いているのは、ちょっとイレギュラーなやり方になりますので、ここは当面というのはなかなかいつまでというのは、我々今言えません。これは、やっぱり皆さんいろいろなご意見を伺ったり、また風評被害、風評対策等がどうだと、世の中の人たちのご意見、認識がどうなるのかというところも踏まえながら、そこら辺は考えたいとは思います。

以上でございます。

○委員長（渡辺三男君） 5 番委員。

○ 5 番（遠藤一善君） やはり出すものを測っていただくというのが一番欲しいというか、住民側としては出すところの水がちゃんとしているのかと。1 回やって計算どおりにできたから、この後も大丈夫だろうというのは、結局ヘッダーのところとかいろんなところでやるわけで、それは手でやるわけではなくて機械でやるわけですから、どんなトラブルがあるかは想定できないですし、トラブルの回数は少ないかもしれません。でも、やはり風評被害を抑えていくためには、出している水が安全ですよというのを最低限なのです。例えばお米だったら何年間かずっと全量、全袋検査というのをやっていました。これに関しては、流し続ける間はやはり全量検査というのはしてほしくて、それがある程度やって大丈夫だから、私たちのシステムでいけば大丈夫ですというのは、やっぱりそれは安全を過信し過ぎていると思うのです。やはり最終的にここで混ぜたものがきちっとなっているということを確認して流せるという、逆に言うとシステムにしてほしいというのがちょっと願いです。

○委員長（渡辺三男君） 小野さん。

○常務執行役福島第一廃炉推進カンパニープレジデント兼廃炉・汚染水対策最高責任者（小野 明君）

ありがとうございます。我々も当面というふうな言葉を書きましたけれども、基本的には初めに A L P S 処理水を海洋放出する際、これをしっかりと継続してやっていきたいなとは思っています。ただ、先ほども申しましたとおり、放水立て坑を空にしてやっていくというやり方、ちょっと運用上イレギュラーなところがございますので、そこら辺はまたいろいろとご相談をさせていただきながら運用の仕方変えることも含めて考えていきたいとは思いますけれども、当面の間多分こういう形できちんと証明していくというのは、私はやっぱり大事かなと思っておりますので、ここはしっかりやってまいりたいと思います。

○委員長（渡辺三男君） 5 番委員。

○ 5 番（遠藤一善君） 伝わらないようなのですけれども、当面の間やっているから安心ではなくて、最後の 1 滴まで測ってもらわないと安心はできないと言っているのです。だって、これ今立て坑 1 つ

しかないですけれども、この前に1つ造っておけば、混ぜたものを貯留しておけば、それをきちっとやってこっちの立て坑に出す。そうすればきちっと行けるわけで、スタートでちょっとやって安全だから、10年後も、20年後も、30年後も、40年後も安全だというのはちょっと我々には納得いかないです。

○委員長（渡辺三男君） 小野さん、どうぞ。

○常務執行役福島第一廃炉推進カンパニープレジデント兼廃炉・汚染水対策最高責任者（小野 明君）

ご意見よく分かります。ただ、我々として今おっしゃられることをやろうとすると、この確認用のタンクというのが、実は1万m³のALPS処理水を希釈をして、それを全て測れということであれば、単純計算すると1万m³に対して100倍として100万m³の単位を用意するということになります。それは、今の1Fの中でそれだけの単位を用意するのは非常に難しいです。今1FにたまっているALPS処理水、大体100万m³超えています。あれと同じぐらいのタンクを全て造り込むというのは、私は非常に難しいと思っていますし、我々としては通常の原子力発電所でも行われているような大容量のポンプを使って希釈をすると。もともとあるトリチウムの濃度が分かっている中でその大容量のポンプの容量で、これはしっかりと6万ベクレルが担保されているということを確認するやり方を、これは通常の原子力発電所でもとっていますので、同じやり方でいいのかなとは思っております。

以上でございます。

○委員長（渡辺三男君） 5番委員。

○5番（遠藤一善君） 私たちの認識は、福島第一は通常ではありません。そこをもう一回きちっと認識してください。今すぐそのやり方でやれと言っているのではなくて、放出するものは安全を確認したものを放出してほしい。想定で出しているものでは嫌だということです。

○委員長（渡辺三男君） 小野さん。

○常務執行役福島第一廃炉推進カンパニープレジデント兼廃炉・汚染水対策最高責任者（小野 明君）

申し訳ございません。我々は、想定とは考えてございません。我々は、まずタンクの中に入っているALPS処理水の濃度はしっかりと分かってございます。これに対して希釈流量をしっかりと測ることによって、希釈されて放出される水の濃度というのは、通常だったらきちんと分かるかと思います。我々は、想定でやっているわけではございません。

○委員長（渡辺三男君） 小野さん、測らないということは、想定としか言えないのです。本来であれば、このタンクの中で測って流す。本来であれば、最終段階といったら、おかから1キロ先まで配管を延ばすわけですから、本来であればその先で測って出るのが普通なのです。最終段階です。だから、想定と言われてもしようがないと思うのですが、そこは答弁ありますか。

小野さん。

○常務執行役福島第一廃炉推進カンパニープレジデント兼廃炉・汚染水対策最高責任者（小野 明君）

もしこれを私がさっき申したとおり、希釈流量を測定しないで通常の原発と同じような形でポンプ

の容量はこれだけですということで、もともとある希釀前のトリチウムの濃度がこれだけですということでやっているのであれば、場合によっては想定と言われても仕方がないかなと思います。ただし、我々はトリチウムの測定に1日半かかるというのは、これもう厳然とした事実でございますので、現実的に我々がこういう処分を進めるに当たって、どうやつたらいいかというのは相当我々も悩みました。その中で出てきたものが、トリチウムの濃度はもともとALPS処理水のタンクの中で分かっているのだから、希釀流量さえしっかりと、これはリアルタイムで測りますので、これさえ分かっていれば当然ながら出てくる希釀された水のトリチウム濃度はしっかりと分かる。これは、ある意味算式の問題でございますので、我々としてそれは想定とは考えてございません。

○委員長（渡辺三男君） 4番委員。

○4番（堀本典明君） 今の話で、私も全部濃度を確認してからの放出なのかなと思っていたので、今の話を聞くと想定ではないと、考え方は分かるのです。考え方は理解できるのですけれども、ちょっとそれを本当に1,500ベクレル未満であることを確認していないではないですか、結局は。想定ではないのかもしれないけれども、1,500以下になっているかどうかって実際分かっていないですよね。計算上はなっているはずだという話だと思うので、それだと確認したというふうな言い回しは逆に違うのではないかと思うのですけれども、その辺りどうでしょう。

○委員長（渡辺三男君） 小野さん、どうぞ。

○常務執行役福島第一廃炉推進カンパニープレジデント兼廃炉・汚染水対策最高責任者（小野 明君） そのところは、2つまず我々としてはそこら辺をご納得いただけるというか、ところを考えているところがございまして、1つは今ここに申したとおり、当面という言葉はつけましたけれども、まず当然放出を始めた初めの少量のところでしっかりと我々が計算でやりますよと言っているところが担保されているところをしっかりと証明するということです。これはしっかりとあります。もう一つは、これは1日ぐらいの遅れになってしまいますけれども、毎日大体放出には20日ぐらいかかりますけれども、1万m³を出すのに20日ぐらいの放出時間多分かかると思います。これは、毎日立て坑の中の水をサンプリングして、そのトリチウム濃度を測っていくつもりであります。ただ、これはさっき言つたとおりリアルタイムではございません。どうしても1日遅れ、場合によったら1日半遅れでのデータになりますけれども、そこでもしっかりと1,500ベクレルパリットル未満が満足されているということが確認できますので、この2つをもって我々の評価式というか、それが正しいということをきちんとご説明申し上げられると考えています。

○委員長（渡辺三男君） 4番委員。

○4番（堀本典明君） 1日半遅れで、要は1日半前に流した水が1,500ベクレル以下でしたと確認できるということなのですけれども、例えば1,500を超えていたらどうするのですか。その水回収できるのですかという質問をしたくなるのです、そういう言い方されると。なので、1,500ベクレルパリットル未満であることを確認して放出ではない。計算上で求めているのでという書き方にしていた

だくかになると思うのですが、その辺ちょっとごめんなさい、木野さんにも聞きたいのですが、その辺の意見。

○委員長（渡辺三男君） 木野さん、どうぞ。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） 今のご意見、まさに私も小野CDOのおっしゃったとおり、タンクでしっかりと確認をしています。これはもう64核種全て情報公開をいたしますし、確認をして、おっしゃるとおり流量ちゃんと実測値として出ているわけです。なので、立て坑で全て測ることが必ずしも必要だとは私は思っていないところです。確かに1日遅れての情報かもしれませんけれども、ちゃんと東電が計算したとおりに実測値も合っていますという情報もしっかりと公開して、確かにおっしゃるとおり後の祭りになってしまふというご意見もあるかもしれませんけれども、そこも我々の計算どおり、ちゃんと放出されていますということを示すということも一つのやり方かなと思っているところです。

○委員長（渡辺三男君） 4番委員。

○4番（堀本典明君） タンクに入っている濃度が分かっていますよと、どのくらいの水入れて割っているので、このくらいになっていますよと、計算上出ていますよということで、では例えばそれが想定を超えていた場合、どういう対応をするのですか。それによっては、後で流れなくなるという話にならないのかなと思うのですけれども、その辺いかがですか。

○委員長（渡辺三男君） 小野さん、どうぞ。

○常務執行役福島第一廃炉推進カンパニープレジデント兼廃炉・汚染水対策最高責任者（小野 明君） ありがとうございます。私は、想定を超えたたらということは多分ないと思っていますが、1つあるのは希釈流量がちゃんと取れているかというのは、当然これ見ていきます。希釈流量がちゃんと取れていない、要はポンプがおかしいというときには、これはもうすぐに、ここにも書きましたけれども、当然ながら放出を止めるというインターロックをしっかりと二重でかけようと思っています。

○委員長（渡辺三男君） 本社代表、安全神話の中で何で事故が起きたかということを考えれば、今の答弁はあまり強気過ぎないです。

小野さん。

○常務執行役福島第一廃炉推進カンパニープレジデント兼廃炉・汚染水対策最高責任者（小野 明君） すみません、小野でございます。申し訳ございません、私ちょっと言葉が、ちょっと言い方があれかもしれませんけれども、ただ1つだけご理解いただきたいのは、トリチウム自体が通常のセシウム等と違って、リアルタイムで測れるものではないということが前提の議論になりますので、どうしてもどこかで無理が出てまいります。先ほど申したように、全部これを測るということになると、本当に1万m³のALPS処理水を放出するのに100万m³のタンクを用意するということになってしまいます。それは、やっぱり我々としてはなかなか現実的ではないとは思ってございます。

○委員長（渡辺三男君） 小野さん、本来であれば最終立て坑で測るべきなのを、それが測って結果

が出るまで1日半から2日待たなくてはならないから、すぐに流させてもらいたいという多分お願ひになるのだと思うのです、ここを測らないのは。その前のタンクで測って、きっちと希釈すると。海水を10リッター入れれば10分の1に希釈できるわけですから、その数字は皆さん理解していると思うのです。だから、最終立て坑で測れないのは、皆様方からの地域住民に対してのお願いだと思うのです、私は。その辺を皆さん言っているのだと思うのです。

小野さん。

○常務執行役福島第一廃炉推進カンパニープレジデント兼廃炉・汚染水対策最高責任者（小野 明君）

申し訳ございません。まさにお願いでございます。これは、やっぱり現実的なものとしても非常に難しいということがございますので、このところはぜひご理解をいただきたいなと思ってございます。これは、本当にまさにお願いでございます。

○委員長（渡辺三男君） 木野参事官、どうぞ。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） 放水立て坑では、1万m³を出す一番最初のところはしっかり実測をします。なので、その1万m³の単位はもう均一化されている状態なので、そのタンクの中の水のトリチウム濃度、それからほかの63核種の濃度も全て分かった上で、さらに立て坑で連続して流す前に測ると、実測するのです。なので、その1万m³はもうあとは流量さえしっかりと確保していれば1,500以下になる水だというのがもう自然と分かるということです。1万m³流し終わりました、今度新しい1万m³をまた流す際に最初の20トンぐらいは立て坑にためて、測定して、トリチウム濃度を実際測って、また連続して1万流すというバッチ処理を続けていくということなのです。なので、恐らくご理解いただいていると思うのですけれども、しっかりと最初の20トンずつは測って、あとは同じ性状のものがタンクにたまっている、それをバッチ処理する、そこをご理解いただければありがたいと思っています。

○委員長（渡辺三男君） ほかにありますか。

議長。

○議長（高橋 実君） 後段のやり取り聞いていて、本当に今の技術的には無理だ、無理だ、間違いないからこれまでのんでください、聞く側の被災者はいろんな人がいるのね。年配者の人もいれば、若い人も。間違いないのならいい、さっき委員長が言ったでしょう。安全神話を覆したのは国なのだし。東京電力なのだし。自分の頭の中でこれ以上は無理だ。今火星でもどこでも行く時代だろう。やる前から無理だ、無理だといったって、こんなのは被災者の耳に届く。騒がれるだけでの、答弁している側の話聞いていて。俺もうわかわかしているのだ、小野さん。

○委員長（渡辺三男君） 小野さん、どうぞ。

○常務執行役福島第一廃炉推進カンパニープレジデント兼廃炉・汚染水対策最高責任者（小野 明君）

申し訳ございません。トリチウムが本当にリアルタイムで何か測れる方法があれば、今の時点で我々もそれを当然採用することになると思いますけれども、それが今非常に困難である、難しい、多分

今時点の技術ではなかなかできないと。トリチウム自体が非常に弱いベータ線しか出しませんので、測定自体が非常に難しい物質であるのは間違いないと思います。そういう中で何ができるかという最大限のことを考えさせてもらって、今回お願ひしているという次第でございます。このところは、我々もしっかりといろんな方にご説明を申し上げて、そこはご理解いただけるように頑張ってまいりたいと思いますし、またさっき木野さんもおっしゃってございましたけれども、均一に混ざったALPS処理水のタンクの中から、初めの少量とはいえ、これがしっかりと混ざっているということを確認するような手順はしっかりと我々踏ませていただきますし、また毎日測定して、1日遅れということになりますけれども、しっかりと1,500ベクレルパリットル以下であったということが確認できるような、この手順はしっかりと踏んでまいりますので、ぜひともご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（渡辺三男君） 議長。

○議長（高橋 実君） ご理解できない、私は。えへへでなく、できない。こんな言いつぱりの話聞いていられない。自分らの物差しで測っているだけの話で、我々被災者は違うから。起こさなければよかったです。事故なんか起こさなければよかったです。起こしたからだろう。これだけ迷惑かけているのだろう。これ今の技術力ではこれ以上無理ですと何かばっさり切るような言葉出しているようでは話にならない。何しに来たのだ、ここに。これから取り扱わないよ、俺は東電のは。木野さん、その旨を頭に置いておいてください。こんなやり取りなら当町の議会では取り扱いたくない。けんか売りに来ているのと一緒だろう、これ。技術力が向上して、ここで皆さん住民が納得したらば次に進めたらいい。それまで待っているから。

○委員長（渡辺三男君） 小野さん、どうぞ。

○常務執行役福島第一廃炉推進カンパニープレジデント兼廃炉・汚染水対策最高責任者（小野 明君）
申し訳ございません。私の言葉が非常に足りないところがございました。この件につきましては、ぜひともご理解いただければと思います。

○委員長（渡辺三男君） 木野参事官は。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） なかなかやはり現実的にトリチウムは分析に時間がかかります。セシウムみたいにリアルタイムで測ることができないという事実もありますので、これをどうしていくかというとなかなか技術的に解決できない課題ではありますので、小野CDOの繰り返しではありますけれども、可能な限り実測を試みるとことやこういう立て坑方式を考えたというところもありますので、何とかこれでやっていけるように、事前の第三者分析とかをしっかりとやっていくということで、あと情報公開もしっかりとやっていくということで考えたいと思っております。

○委員長（渡辺三男君） ほかにありますか。

私1点いいですか。

○副委員長（佐藤教宏君） 委員長。

○委員長（渡辺三男君） 最終立て坑の話が今弾んでしまいましたけれども、私心配しているのは立て坑のトリチウムの検査に関しては1日、2日遅れるということで、遅れた数値が出てくるのだと思いますが、万が一薄まっていたら大変なことになるのかなと思うのですが、今動いている原子力発電所からも出ているわけですから、私はほかの63核種ですか、それを一番心配するのです。検出限界値まで下げないで、トリチウムを薄めるために40分の1ですか、40倍に薄めるということで、検出限界値までいかなくともほかの物質が40倍に薄まるわけです。私は、薄まっても例えば水の中に醤油入れれば、少し黒くなるようにみんな混ざってしまうのですけれども、幾ら薄めても物質の量はそこに残っているのです。ただ海水の量が多くなっただけの話で。そういうものを今タンク群あるやつを全て流し切ったとすれば、そこに残る物質がすごい量になるのかなと思うのです。トリチウム2年に1回半減期、30年に1回半減期とか、いろいろ随分ほかの物質もあるのだとは思うのですが、それは水に実際薄まって、海水に薄まってなくなる物質はあるのですか。ストロンチウムとか、そういうものを水に薄めることによってなくなる年数が早くなるとかって、そういうのはあるのですか。

○副委員長（佐藤教宏君） 木元さん。

○福島第一廃炉推進カンパニー廃炉コミュニケーションセンター副所長兼リスクコミュニケーションセンター（木元崇宏君） 今のご質問は、結局流すときの濃度を国の基準でクリアしたとしても、長い年月長していくと、海がどんどん汚れていってしまう、あるいは人間に影響があるところまで濃度が上がってしまうのではないかと捉えました。実際はどうなるかというと、トリチウムの問題もそうですけれども、ここ40年間トリチウム、運転中の放射性物質を含んだ排水を運転をさせていただきました。なぜ濃度が高くならないか、海水の濃度、それは世界中の発電所でトリチウムあるいはほかの放射性物質も実は基準を守って排水をしているわけですけれども、1つはやっぱり圧倒的に海水量が多いということです。今おっしゃっていただいた醤油ですけれども、コップにちゃんと垂らすとちょっと色が変わりますけれども、お風呂になるとほとんど目立たなくなる。25メートルプールだとほとんど分からぬといふようなことと同じなのですけれども、結局は圧倒的な水で希釈をさせていただいている。これは、化学物質も放射性物質も全てそうですけれども、環境へ出すことはやはり希釈をさせていただくということにほかなりません。その後それが人間環境にどう影響するかということを先ほどUNSCEARですとか、そういったことで評価をして、十分小さいねと。これは、先ほどのは22兆ベクレルを流しても10万分の1、これはトリチウムの場合ですけれども、実はほかの放射性物質も同じく評価をしていくとほとんど影響がないということが分かります。それは、元の基準に対して告示濃度比総和が1より低い、さらに100倍希釈をするということで薄まって流すわけで、薄まった水を毎日2リットル飲んで1ミリシーベルトという評価で告示濃度というのは成り立っていますけれども、当然できませんけれども、タンク1杯分のものを毎日飲めば人間に多少影響は出るかもしれませんけれども、物理的に飲む量というのは人間決まっています。ですので、濃度で評価をして、海水で

十分薄まっているということが最終的な安全につながっていると、そういういたロジックになっておりますので、今ご懸念のあるところに答えるとすると、まずそういう意味の考え方で成り立っているということ。あとは、トリチウムは一応論文上は体に濃縮しない、生物に濃縮しないという論文がありますけれども、これは我々も魚を飼ってみて、測って確認をしていくということ。あるいは、ほかの放射性物質も例えばセシウムとか、ストロンチウムとか、体に幾つか筋肉にたまつたり、骨にたまつたりという放射性物質ありますけれども、こういったものも十分希釈をされている上では、人間に影響がないということが海水の魚のサンプリングなどでも評価をしていますけれども、分析をした結果もそういうものが今100ベクレル以下で漁業が再開できる状況になっております。そういうことを考えていくと、十分安全性は確保できるだろうと我々は考えているということになります。ちょっとお答えがそれとなっているか恐縮ですけれども、そういうふうに考えております。

○副委員長（佐藤教宏君） 委員長。

○委員長（渡辺三男君） 分かりました。説明の中身は理解できるのです。ただ、理解できますけれども、海の塩水が膨大に多いという、それに尽きるのだと思います。ただ、それに尽きるにしても、そういう説明をきちんと丁寧にしてもらわないとなかなか分かりづらい。先ほど小野さんのように、できないものはしようがないだろうと言わんばかりの答弁されると皆さんも憤慨していますので、やっぱりお願ひするところはきっとお願ひする。できないものはお願ひするしかないですから、そういう部分で今言ったように、海水の量、膨大な量あるのは分かっています。そこに薄まつたらほとんどもう数値では表れないよと理解はしているのですが、事故を起こした物質ですので、それを投げるのは何ぞやということになると無理が来るのです。そういうことなものですから、ぜひ丁寧な説明をお願いしたいと思います。

○副委員長（佐藤教宏君） 戻します。

○委員長（渡辺三男君） ほかにないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺三男君） なしという発言がありましたので、これにて付議事件2の（2）を終わります。

次に、付議事件2の（3）、東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況についてを議題といたします。

担当者に説明を求めます。説明は着座のままで結構です。

木元さん、どうぞ。

○福島第一廃炉推進カンパニー廃炉コミュニケーションセンター副所長兼リスクコミュニケーションセンター（木元崇宏君） では、木元よりご説明をさせていただきます。

資料2つございますけれども、2つ目の資料、A3横の資料は毎月中長期ロードマップの進捗状況ということでご報告をさせていただいているもので、そこのトピックをまとめたものが最初の1つ目

の資料、福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況（概要版）、こちらでご説明をしたいと思います。中身については、先ほどのA3判から抜粋をして、まとめたものでございます。

めくっていただきますと、まず1つ目、多核種除去設備、ALPSの処分に向けた検討状況、これ今ご議論いただきましたので、このページは割愛をさせていただきます。

2ページ目になります。プロセス主建屋地下階のゼオライト土嚢等の処理作業に向けた調査というページでございます。これは、プロセス主建屋、もともとは発電所が動いていたときのいわゆる廃棄物処理系の建屋になりますけれども、この地下階には汚染水がたまっていて、事故当時に投入したゼオライト土のう、これはセシウムなどを吸着するゼオライト土のうが残っているということで、こちらの撤去作業を検討しているということでございます。これに書いてあるプロセス主建屋地下階に事故直後に汚染水対策として設置したゼオライト土のう等を今後処理していくに当たり、ゼオライト土のう詳細の位置の特定、あと作業エリアの確認をするため、7月26日から8月6日にかけて、建屋の地下階の調査を実施したという内容です。その調査の結果、詳細な土のうの位置データが取得できました。また、目立った干渉物がないということを確認しております。これは、左下にあります水上ROV、これ中のカメラを、右側の写真がありますとおり、カメラなどを使って位置関係を確認していったということです。これ中、線量が高いので、こういった遠隔の調査装置を使っております。今回の調査結果を精査して、今後処理方法の検討を進めていきたいと考えているものです。これは継続をして、今後安全にゼオライト土のうの撤去作業を続けていきたいと考えてございます。これは、また進捗ありましたらご報告をしたいと思います。

めくっていただきますと、3ページ、1号機燃料取り出し用大型カバーの設置進捗状況というページになります。1号機は、今使用済み燃料プールからの燃料取り出しに向けて、今まで瓦礫撤去の作業から大型カバーの設置工事に移っております。今回その進捗になります。1号機は、大型カバーを設置し、使用済み燃料の取り出しを実施する予定ですけれども、大型カバーは原子炉建屋にアンカーボルトで支持する設計であると。あと、準備作業として、今後アンカーの削孔装置を用いた遠隔操作によって削孔の作業を開始する予定ということで、今後大型カバーの附帯設備、換気設備ですか、放射能濃度測定器の設置に当たって、8月23日に実施計画の変更申請を提出したという内容になっております。下に書いてありますポンチ絵がありますけれども、大型カバーの下の部分に建屋にアンカーを打って設置するという構造ですけれども、右にあるようなこういった装置を現場に今運び込んできているといった状況です。こちらは、作業を今継続して行っているという進捗状況のご報告になります。

また、めくっていただきますと、今度4ページ、廃炉作業に干渉する1・2号機非常用ガス処理系配管の一部撤去計画ということのご報告になります。こちらの1、2号機の非常用ガス処理系というのは、いわゆるベント操作を行って、ここから事故当時非常に濃度が高いガスがこの配管を伝って排

気筒に行って、大気に放出していったという配管になっていて、非常に線量が高い配管です。こちらのガス処理系、SGTSという配管ですけれども、こちらの屋外に敷設されている配管については、1、2号機廃棄物処理建屋の雨水対策工事と今話をした1号機の燃料取り出しの大型カバー設置工事、こちらに干渉してしまうために配管の撤去を今計画していました。こちらの撤去作業を実施するということで、配管切断時のダスト飛散対策を実施した後、10月より配管撤去作業を実施する予定ということで、細かく言えば配管の中には非常に濃度が高い放射性物質がついておりますので、発泡剤を中に注入して、その放射性物質が飛散しないようにして配管を切断をして撤去をしていくという計画です。左側の図の青い枠がついていますけれども、1号機のカバーの干渉部分、黄色枠が今後雨水対策として行う、次のページに出ておりますけれども、雨水対策として干渉する部分になりますので、まずはこの非常用ガス処理系の一部撤去作業を行っていくことになります。

めくっていただきますと、今度その干渉する雨水の対策の工事の概要が出てきてまいります。5ページになります。1、2号機の廃棄物処理建屋の雨水対策工事の再開ということです。雨水対策工事が未完了である1号機の廃棄物処理建屋、あと2号機の廃棄物処理建屋の一部について雨水対策工事を再開いたします。9月より準備作業に着手して干渉する、今お話をした1号機のガス処理系の撤去が完了次第、主排気ダクト、瓦礫撤去、排水ルートの切替え作業をして行なってきます。こちらは、この下に書いてある汚染水の発生量、この部分が非常に壊れて、屋根部分が壊れていますので、この降った雨というのが建屋の中に入り込んで、いわゆる汚染水の量を増やしている一因になっていますので、こちらの作業をすることによって汚染水発生のさらなる低減に向けて対策になるということで作業するものになります。左側がちょっと写真が出ておりますけれども、右側の真ん中の絵の1、2号機の黄色と赤の部分です。こちらの部分の干渉部分になりますけれども、この作業を行なっているという場所になります。こちら、また進捗ありましたらご報告をさせていただきたいと思います。

次、6ページになります。一時保管エリアに保管をしているコンテナの外観目視点検の完了についてです。一時保管エリアに保管しているコンテナ5,338基ございましたけれども、こちらの外観目視点検が7月30日に完了いたしました。点検の結果、著しい腐食ですとかへこみ、こういった確認がされたコンテナが646基ございました。こちらは、今仮補修、テープの補修をしております。また、内容物が把握できていないコンテナ4,011基がありますけれども、こちらを8月3日より内容物点検を開始しております。今後は、そのコンテナのシート養生を実施した上で、定期的にコンテナの外観目視点検を実施することをしております。また、これまでの点検結果を踏まえて、腐食が確認された646基、こちらについては新しいコンテナへの詰め替え作業を実施する予定としております。一時保管エリアの図面が下にございます。また、補修前と補充後のちょっと腐食のあったところ、これは今テープ補修になりますけれども、補修の状況ということになります。これは、いずれ新しいコンテナに詰め替えるという計画になってございます。

最後になりますけれども、1～4号機の状況です。1号機のカバーの工事、あと2号機についても

燃料取り出しの工事を進めています。また、ここ1か月の温度についてですけれども、原子炉圧力容器、格納容器の温度は25度から35度で安定して推移をしているということ、また原子炉建屋から放射性物質の放出等の変動はないということも確認してございます。

ちょっと短くなりましたが、ご説明以上になります。

○委員長（渡辺三男君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質問のある方、どうぞ。ありませんか。

5番委員。

○5番（遠藤一善君） このコンテナのところとは出ていなかったみたいですが、今日町に出ていた報告の中で排水路がまたちょっと一瞬というか、1日というか、上がってしまったと。いろんな何回も何回も排水路が上がっていた原因が最終的にはこのコンテナだったというのに、随分長い年月をかかって探し出したと思うのですけれども、当然いろんな部分があります。それと同じように、今回通報の連絡ではフランジからのパッキンとか、そういう細かい漏えいで、最近の新聞ではA L P Sのフィルターですか、が破損していたとか、前から点検というか、壊れてから直すのではなくて、きちんと定期点検で交換をしたほうがいいのではないかということを言っているわけですけれども、このコンテナのことも同じ、しかし。そういう体制にやっぱりしていただかないと、人的というか、点検をしないことによって起きているミスが多いということは、やっぱりなかなか発電所の中の状態をもう手を挙げて安全だと感じることはできないのです、ここに住んでいると。その辺に関しては、今言ったもうものることも含めて、どういうふうな新たな対処の方法を考えているのですか。

○委員長（渡辺三男君） 木元さん、どうぞ。

○福島第一廃炉推進カンパニー廃炉コミュニケーションセンター副所長兼リスクコミュニケーションセンター（木元崇宏君） 大変申し訳ございません。今回のコンテナに関しては、私ども最初の考え方としては、外観目視点検やっていたつもりなところがありましたけれども、最終的には内容物の漏えいがあって、それが雨水によって排水路に流れてしまったという経緯がございました。これは、今おっしゃっていただいたとおり、コンテナに関してはしっかり腐食のあったところも含めて外観目視点検全部終わりました。これから補修もしていって、新しい点検計画も立て直して、こういったことが起きないように、継続的に干渉するという体制も今組んできております。これまでそういうことを何回もご説明してきたという経緯がございますけれども、改めてこれはしっかりやらさせていただきたいと思っております。一方で、設備に関して、これはどうしても通常メンテナンスをしている中で、設備というのはどうしても壊れるところはございます。今回のフィルターに関しては、以前壊れたところで1回補修をしておりましたけれども、やはりもう一回壊れてしまったというところ、これは設備によっては、例えば重要な配管については事前に何年に1回、あるいは目視点検をしながら予兆があつたら交換をするとかとグレードをつけて、今までの原子力発電所も同じですけれども、メンテナ

ンスを計画を立ててきています。それ以外のもの、やっぱり壊れてから直すという設備、これは安全上評価をして、そういうた設備もありますけれども、これは外部に影響がないことをしっかり確認してグレードをつけさせていただくという設備はどうしてもございます。ただ、これがご心配の声にもつながってしまいますので、設備点検、といったものはしっかり設備ごとにつけながら、これはたくさん設備がありますけれども、タンクも含めて今パトロールも行っておりますけれども、ご心配をかけないようにしっかりと行つていきたいと考えてございます。

○委員長（渡辺三男君） 5番委員。

○5番（遠藤一善君） 今A L P Sの処理水の話が全国的に盛り上がっているところで、A L P Sの処理しているフィルターが壊れているというのが分かったのは、値が上がったからですよね。値が上がったけれども、その値は特に人体的に影響はありませんでした、だから大丈夫でしたというのは、それは東京電力側の話です。でも、受け取る側の我々、ここに住んでいるほうでいくと、何で前にもう駄目になっているものなのに、また駄目になるまで放っておくのだろうなというのが率直な感想です。駄目になりそうな前に直してくれれば、そんなことはないわけです。今東京電力が我々が思っているのは、一生懸命やってくれているのは理解しています。だけれども、そういうところがちょっと足りないのではないかという。ぎりぎりまで使いたいのは分かります。でも、やっぱりそういう一つ一つの細かいところがいっていないのです。だから、通常の状態ではない今の福島第一の中のメンテナンスを今までと同じようなマニュアルの中で決めていたのでは駄目だと思うのです。それは、今度の処理水の放出もイコールです。そこがちょっと何か我々と考え方がすごく乖離しています。だから、そのところをどういうふうに考えていくのか、もう一度きちっと対応していただきたいのですけれども。

○委員長（渡辺三男君） 小野さん。

○常務執行役福島第一廃炉推進カンパニープレジデント兼廃炉・汚染水対策最高責任者（小野 明君）

申し訳ございません。これは、私からお答えさせていただきます。

我々も本当におっしゃるところ非常によく分かりますし、今まで本当にいろんなところでご迷惑とご心配おかけしてきたと認識もしてございます。我々として今設備の保守の在り方、このところは全面的な見直しをかけようとしてございます。今日あったご意見もしっかりと踏まえながら、その見直しの中に反映してまいりたいと思ってございます。ありがとうございます。

○委員長（渡辺三男君） ほかにありますか。

6番委員。

○6番（安藤正純君） 1ページ、これ小野さんに提案させてください。先ほどから放水立て坑のことで議論いっぱいあったのですけれども、この放水の立て坑がこれ1か所しかないのです。これを見ると、希釀用海水とK4タンク群から来る二次処理した水、これを攪拌させるところかなと思うのです。ここで混ざるのかなと思うのですけれども、この攪拌というか、希釀用海水と処理水と薄めると

ころと、あと測定するところ、これ立て坑を2つか3つ造れば、測定立て坑というものがあれば、計算上の数字で放水しなくて、実測上の数字で放水することができるのかなと思うのだけれども、その辺は小野さん、技術的にどうなのでしょう。

○委員長（渡辺三男君） 小野さん、どうぞ。

○常務執行役福島第一廃炉推進カンパニープレジデント兼廃炉・汚染水対策最高責任者（小野 明君）

まず、この放水立て坑のところで希釈をさせるという設計にはなってございません。ちょっとこの絵で見ていただきますと、左側に新設海水ポンプというのがございます。これが先ほど申しました1日当たり17万トンの容量を持ったポンプでございまして、3台ありますけれども、これが上に走っていつて、赤いライン、これがALPS処理水を流してくるラインでございます。それで、そのところにヘッダーがありますけれども、もうこの段階で、要は放水立て坑の前でもうある意味希釈が終わっているという段階です。ですから、放水立て坑はもうある意味海と考えていただいてよろしいかと思います。そういう意味で、この放水立て坑、さっき私2,000m³ほどだと申しましたけれども、やはり同じような考え方でいくと、本当に測定立て坑みたいなものを設けるとなると、やっぱり2,000m³では全然足りませんので、100万m³みたいな、とんでもない大きさの立て坑を造るかというふうな議論になってしまふというところがございまして、我々としてはそれはなかなか難しいかなと申し上げた、そういう次第でございます。ですから、先ほども申し上げているとおり、このところはやっぱり我々としては希釈水量でこれをリアルタイムできちんと確認することで、何とか全体の希釈された濃度というのをきっちり確認をしていく、そういうやり方でいきたいということで、これはぜひご理解いただければと思います。また、お願いでございます。

○委員長（渡辺三男君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺三男君） なしということで、次に行きます。

これにて付議事件2の（3）は終わります。

次に、付議事件2の（4）、その他に入ります。

東京電力より発言を求められているので、発言を許可します。

三嶋さん、どうぞ。

○福島第二原子力発電所所長（三嶋隆樹君） それでは、福島第二の三嶋からその他ということで、一番最後にお配りしております参考資料というA4、1枚の紙に基づいてご報告をさせていただきます。

6月16日に富岡町様から事前了解をいただきまして、6月23日から福島第二は廃止措置着手という状況となっております。本日は、この廃止措置の作業の一環といたしまして、福島第二原子力発電所2号炉の使用済み燃料プール冷却系、これを停止しまして、プールの温度がどういうようなカーブで上がっていくかという温度上昇の確認をさせていただくということのご報告をさせていただきたいと

思います。本件につきましては、昨日マスコミに当該内容で報道資料をお配りをいたしまして、また福島第二のホームページで公開、公表をしているというような状況でございます。

それでは、資料に基づきましてご報告をさせていただきます。まず、背景でございますが、福島第二は運転を停止してからもう10年以上が経過しております。使用済み燃料プールに貯蔵している使用済み燃料の発熱の量が大幅に低下しております。今回温度上昇を確認するこの2号炉の場合ですと、震災当時のもう50分の1ぐらいまで発熱量が下がっているというような状況でございます。ですので、そのような状況で目的ということで、この状況を踏まえまして今後の廃止措置作業に向けて外部からの冷却がもしなくなつた、外部からの冷却がないような状況においてプールの水温がどのように上昇していくかと、これが自然放熱によってしっかりと安定冷却ができるかといったところを確認させていただきまして、地域の皆様への安心情報のご提供に資したいと思っているところでございます。温度上昇の確認項目ですけれども、夏場の暑い時期に本当はやりたかったのですが、残暑があまり実は厳しくなくて、ちょっと私たちの想定よりはそんなに厳しい今状況ではないのですけれども、夏場のプール水温が保安規定の施設運用上の基準、65度未満で推移するということを測定と、それから温度の評価式を使った評価で確認をしていくという作業をやりたいと考えております。

実施の内容が下の絵に2つほど書かさせていただいているものでございます。まず、本日から予定では9月の14日頃までと考えておりますけれども、使用済み燃料プールの冷却は下の絵にありますようにポンプを使ってプールの水を循環させて、その循環した水を熱交換器を通して冷却をするという、こういう仕組みになっております。ですので、まず最初の温度上昇確認では、この熱交換器を使わない状態でポンプだけで水を循環、ぐるぐる回しをした状態でプールの温度がどのようなカーブで上昇していくかということを確認したいと思っております。およそ期間は、先ほども申し上げましたけれども、本日から9月の14日頃までということを予定しております、プール水温50度を目安に、50度まで到達したら、そこまでは実測ですけれども、その後はまた冷却を再開しまして、温度の評価式でどこまで上昇が安定していくのかというのを評価していくということを実施してまいります。

それから、2回目の確認としましては、今度は熱交換器を使わない、さらにポンプも停止します。ポンプも停止をして、循環をやめて、この状態で自然放熱を使った状態で何度も上昇するかという温度の上昇のカーブを見ていきたいと思っております。これが今9月の22日から28日頃までを予定しております、これについても50度に到達したら冷却を再開するという手順でこの作業を進めてまいりたいと思っております。

裏面をおめくりください。この温度上昇確認に対しては、2つの備えをしております。1つは、プール水温が上昇して50度に達したときに速やかに冷却再開ができるようにということで、冷却再開に対する備えでございます。これにつきましては、プールの保安規定のまず基準値であるこの65度というものに対して50度ということで、非常に余裕を持ったまず冷却再開の基準を設定しております。それから、ポンプが二重化されておりますので、通常は1系統で運転しておりますけれども、片系が駄

目になつてももう一系統で冷却がちゃんとできるというようなことで、そういう備えをしております。それから、もう一つは冷却を止めますので、プールの水が自然蒸発をしてまいります。大体1日2センチぐらい水位が低下するということですので、それに対しては水を足しながら対応していくということでございます。ですので、その水に対する備えとしまして、復水貯蔵タンクからの補給水系による定期的な補給、それからもしこの補給ができなかつた場合でも、純水タンクというものから補給水ポンプを使って補給をするということで、2つの補給水のラインを確保した状態でこの温度上昇確認に備えるということでございます。

ちなみに、本日10時5分にこの熱交換器の使用停止というものは行っておりまして、最初のスタートの温度が27.6度です。27.6度から温度上昇の確認をさせていただきたいと思っております。この温度につきましては、福島第二のホームページで1日1点ですけれども、朝6時のプールの温度を10時までにホームページを公開しまして、皆さんにお知らせをするというような形で情報を開示してまいりたいと思っております。引き続き安全確保をしっかりとやりながら、この作業に取り組んでまいりたいと思いますので、引き続きご指導等も賜れればと思っております。

からは以上でございます。

○委員長（渡辺三男君） 説明ありがとうございます。

この件につきまして、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺三男君） なしということで、この件につきましても終了します。

次に、付議事件2の（1）、（2）、（3）以外に東京電力にお伺いすることがあれば承ります。ございますか。

6番委員。

○6番（安藤正純君） 東京電力にお願いがあります。新型コロナウイルス、これの拡散防止のために、今1F構内では9月3日現在で104名の陽性の方が今までの累計でおられました。この104名というのは、1つの職場ではかなり多いのかなと私は思っているのですけれども、やはり1Fの場合にはいわきだったり、南相馬だったり、富岡も広野もアパートに入っている人が勤めたり、いろんな人が通いでいます。福島県は今まん延防止措置ですけれども、近隣の県なんかは緊急事態とかとあります、やはりお盆のときに帰省されたとか、あとは通っているとか人流があります。それで、一番心配するのが家庭内感染、奥さんとか子供さんにうつされて、子供さんが学校に持っていったと。やはりワクチン接種は今12歳以上かな、小学生は該当しないのです。そういった中で、やはり職域接種、これは一生懸命やられているとはお伺いしたのですけれども、プラス例えれば簡易検査でいいですから、抗体検査だったり、PCR検査だったり、絶対1F構内からは陽性患者を出さないと。何か今日の説明では、説明者の中にも濃厚接触者の方がいたと、これもう身近に来ているので、やはり心配の種は無症状の陽性者がいると、これはもう新たな知見でどんどん、どんどん悪い状態になってきています

ので、東京電力からは絶対そういった無症状の陽性者も出しませんよと。それで、検査を拡大することによって早期発見しますよと、ギアを1枚上げた対策を取ってもらいたい。それはお願いなのですが、どうでしょうか。

○委員長（渡辺三男君） 木元さん。

○福島第一廃炉推進カンパニー廃炉コミュニケーションセンター副所長兼リスクコミュニケーションセンター（木元崇宏君） どうもありがとうございます。今ご指摘いただきましたとおり、職域接種は今まで続けてまいりまして、数字によりますと接種希望者が3,789名おりました。これ9月3日に2回目の接種を完了しております。体調不良で途中できなかつた方も今後個別対応で全員の方が接種できるよう、そういった体制でほぼ終わったといった、まずは体制が整いました。

あと、今ご意見いただきました抗原検査になりますけれども、こちらも8月の頭から中旬にかけて福島第一の構内の作業員の方、我々の所員含めて少し増加傾向がございました。追加対策として新しく、実は9月の3日のゼロ時から新しい追加をしております。内容的には、今まにお話しいただいたように福島県外へ移動した所員、中に働く方、それが県内に戻るときに必ず抗原検査を自分でキットを受けて、陰性であることを確認して、さらに自分の容体、発熱がないですか、症状が出ていないということを上司などに報告をして、確認をして初めて戻れるというような体制にしております。これは、当社だけではなくて、構内で働いている協力企業の方々も同じような仕組みでスタートしているというのが1つになります。

あと、これは県内の移動で生活拠点、いわゆる福島第一の周りで住んでいる拠点からまん延防止の適用エリア、例えば自宅から単身赴任で来られて、県内の方々が自宅へ戻って宿泊する場合も同じ適用をしようということで、戻られて、まさにご家族と会って1泊をして戻ってくる際ということについては、移動前に抗原検査を実施をするという体制も整っております。1つは、やはり今おっしゃっていたいただいたとおり、持ち込まないというのが大変大事なことだと思っておりますので、今こういった体制を新たに追加をして実施を始めたということでご報告をさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長（渡辺三男君） 6番委員。

○6番（安藤正純君） これは、保健所は公表しないので、私も何も分からぬですよね。1F構内で104名の方が累積で陽性患者が出ていたということは。そういった中で、通いの人で家庭内感染を起こしてしまって、今ちょっと下がったけれども、いわきはものすごかったです、一時30人、50人いましたので。そういった中で、1F作業員がいなければいいなと私は常々思っています。というのは、子供さんが迷惑なのです。子供さんが学校に持っていくてしまうから。児童館でうつしてしまったり、そういったことになった場合にもう学校崩壊も起こしてしまうので、もし東京電力がある程度情報を持っていて、そういう通勤で南相馬だったり、いわきだったり、そういったところから家庭内感染を防止するために陽性患者が職域で出た場合には、普通のやり方よりももっと厳しいやり方、濃厚接触

者として全員が陰性にならなければ職場を回さないくらいの覚悟が欲しいと私は思うのですが、どうでしょうか。

○委員長（渡辺三男君） 木元さん、どうぞ。

○福島第一廃炉推進カンパニー廃炉コミュニケーションセンター副所長兼リスクコミュニケーター（木元崇宏君） ありがとうございます。今我々で104名出たということは、公表という意味では逐次ご報告を定期的にはマスコミ含めてさせていただいているところではありますけれども、中の体制はどうかというと、発電所の中で起こった、その周りにいる濃厚接触者に当たるだろうという人間は、例えば帰宅をする、一時的に隔離をするということで体制を整えています。当然それは、体調不良が起こった場合も出社をする前の段階で発熱があつたりした段階では出社をしないというのは、これまでどおり体制を整えているところですし、ゲートの入り口には、今はどこでもありますけれども、体温を測ったり、アルコール消毒をしたりということを逐次いろんなところに、随所に置いているという対策を整えてきております。中に入って持ち込まないようにするというところは、水際で何とか食い止めたいと我々も思っておりますので、協力企業で起こったこと、それは即座に我々に情報が提供がされて今のような対策、職場の消毒ということはすぐさま行えるように、そういったことで今まで対策をしてきております。今後も引き続きそういうことを続けていきますので、極力出さない方向でしっかり対策をしていきたいと考えています。

○委員長（渡辺三男君） 6番委員。

○6番（安藤正純君） 持ち込まない、これは当たり前なのですけれども、無症状の陽性者から例えば家庭内に持つていって奥さん、子供にうつすということもあるので、だから検査を密にやっておけば、持ち出さないということも大切なのです。その辺を結局持ち込まないだけではなくて、持ち出さないこともやはり考えるべきではないかという提案なのです。

○委員長（渡辺三男君） 木元さん。

○福島第一廃炉推進カンパニー廃炉コミュニケーションセンター副所長兼リスクコミュニケーター（木元崇宏君） ありがとうございます。今の段階では、本人の検査という意味では抗原検査ということで、キット今配付をして確認をしているという段階でございますので、まずその対策をしっかりと進めさせていただくということで今のところは考えておるところでございます。

○委員長（渡辺三男君） ほかにありますか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（渡辺三男君） なしということで、これにて付議事件2の（4）を終わります。

ここで内閣府及び東京電力の方々にはご退席いただきます。

暫時休議します。

休 議 (午後 2時40分)

再開 (午後 2時49分)

○委員長（渡辺三男君） それでは、再開します。

次に、付議事件3のその他を議題といたします。

町執行部からございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○委員長（渡辺三男君） ほかにございますか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（渡辺三男君） なしという言葉がありましたので、これにて付議事件3のその他を終わります。

以上で原子力発電所等に関する特別委員会を終了いたします。

閉会 (午後 2時50分)